

資料1

平成22年8月5日  
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成21年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

国民年金保険料の納付状況

(平成21年度末時点)

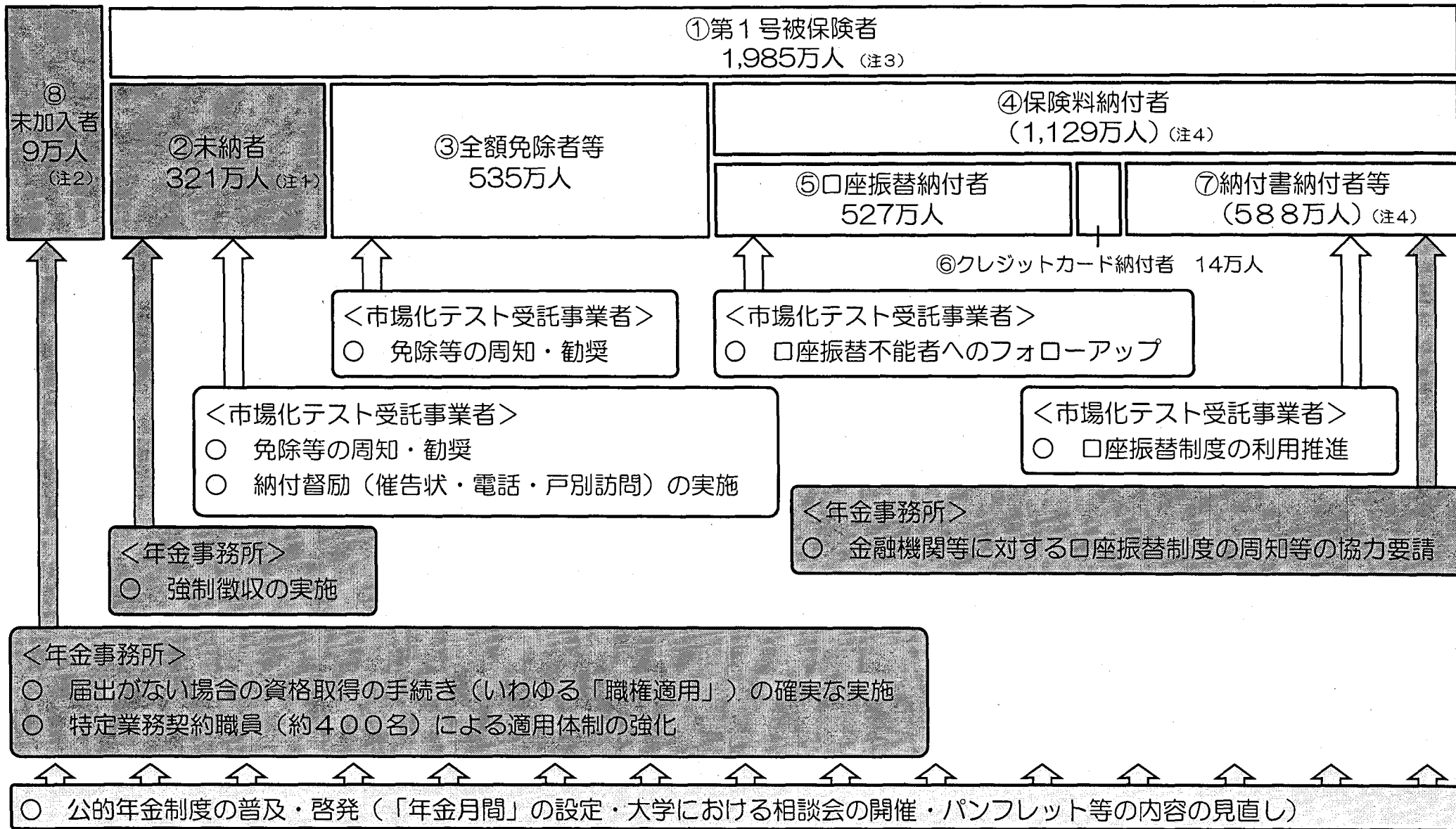
①平成21年度の現年度分(平成21年4月分~平成22年3月分)の納付率	②過年度分(平成19年度分)の納付率	68.6%
60.0%(対前年度比△2.1ポイント)	(平成19年度末と比較して+4.7ポイント)	
納付対象月数 17,308万月(対前年度比△1.2%)	(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)	
納付月数 10,381万月(対前年度比△4.5%)	過年度分(平成20年度分)の納付率	65.0%
	(平成20年度末と比較して+2.9ポイント)	

納付率低下の要因

- 納付率の高いいわゆる団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)のうち昭和24年(1949年)生まれの者が平成21年(2009年)に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたこと。
- 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組みが年間を通じて十分に実施できなかったこと。
- 市場化テストによる納付督促について、日本年金機構(社会保険庁)と受託事業者との協力・連携が不十分であったこと、日本年金機構(社会保険庁)における事業の進捗管理が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかったこと。

# 被保険者属性ごとの取組について

(平成22年3月末現在)



注1：未納者とは、24か月（平成20年4月～平成22年3月）の保険料が未納となっている者。

注2：従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。

注3：第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。

注4：保険料納付者の人数は、①から②及び③を単純に差し引いて算出したもの。納付書納付者等の人数は、④から⑤及び⑥を単純に差し引いて算出したもの。

平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
(概要版)

【目次】

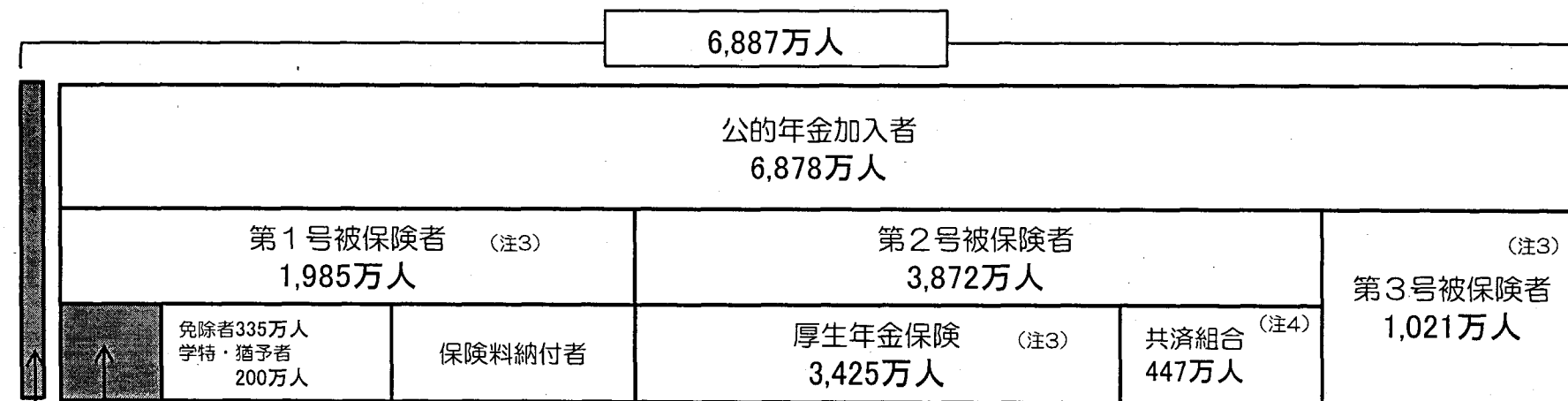
1. 平成21年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	2
2. 納付率低下の要因等について	
(1) 納付率低下の要因	3
(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題	3
3. 平成22年度の収納対策について	4

# 1 平成21年度の納付状況等について

## (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者（注1）は約321万人、未加入者（注2）は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
- ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

《公的年金加入者の状況（平成21年度末）》

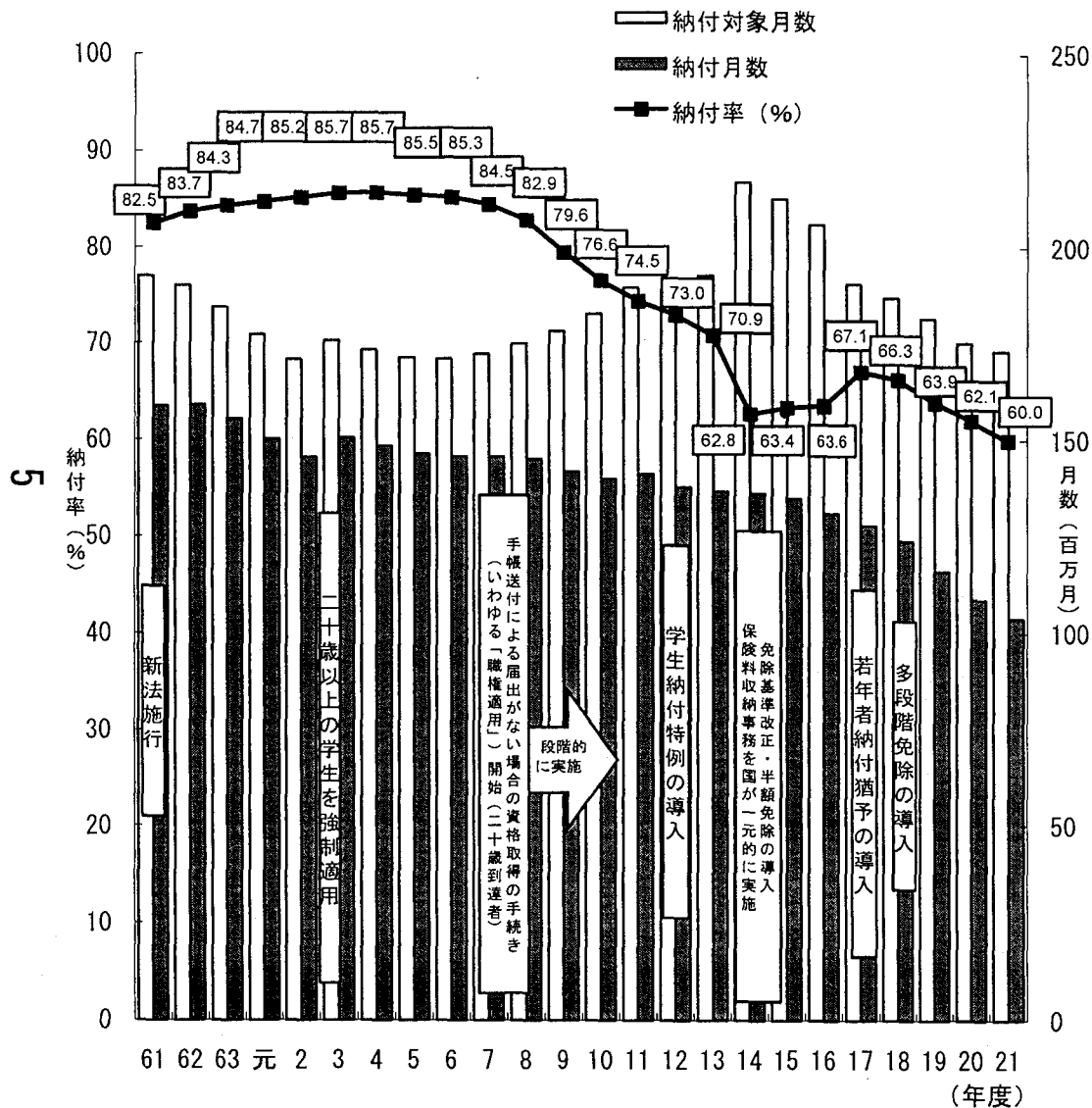


未納者 321万人 (注1)  
未加入者 9万人 (注2) } 330万人

- 注1) 未納者とは、24か月（平成20年4月～22年3月）の保険料が未納となっている者。  
 2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。  
 3) 平成22年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。  
 4) 平成21年3月末現在。

## (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成21年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成21年度の現年度納付率は、**60.0%**  
 (対前年度比△2.1ポイント)

②平成19年度の最終納付率は、**68.6%**  
 (平成20年度末と比較して+1.9ポイント)  
 (平成21年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、19年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)に対し、時効前(納期から2年以内)までに納付した月数の割合。

#### 納付率の推移

※時効前(納期から2年以内)までに納付した者の割合は約7割。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%			
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%		
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%	
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%
20年度分保険料					62.1%	65.0%
21年度分保険料						60.0%

## 2 納付率低下の要因等について

### (1) 納付率低下の要因

#### ① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる（下記の表参照）。いわゆる団塊の世代（昭和22年から24年生まれ）のうち昭和24年（1949年）生まれの者が平成21年（2009年）に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたことに伴い、平成20年度に比べ平成21年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

#### ② 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成

- 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△1.0ポイント程度と推計される。

### (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

- 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。

- ① 第1号被保険者の就業状況
- ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
- ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位:%)

	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~50歳	50~54歳	55~59歳
平成17年度	57.8	55.5	57.9	60.1	65.2	70.4	73.6	80.5
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3

### 3 平成22年度の収納対策について

#### 平成22年度の収納対策の主な内容

##### ① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

○計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定、○進捗状況にかかる管理の強化

##### ② 市場化テストの適正化

○契約更改分にかかる改善措置、○既契約分にかかる改善措置、○受託事業者との連携体制の整備

##### ③ 強制徴収など年金事務所の取り組み体制の建て直し

○強制徴収にかかる事務サイクルの確立、○集合研修の実施、○国税庁への委任

##### ④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

○届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施、○関係機関との調整、○適用体制の強化

##### ⑤ □座振替制度の推進

○□座振替制度の利用促進、○□座振替不能者へのフォローアップの強化

##### ⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

○「年金月間」の設定、○大学における相談会の開催、○パンフレット等の内容の見直し

平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について

【目次】

1. 平成21年度の納付状況等について	
(1) 公的年金制度全体の状況	1
(2) 国民年金保険料の納付状況	3
2. 納付率低下の要因等について	
(1) 納付率低下の要因	6
(2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題	8
3. 平成21年度における収納対策の取組状況について	14
4. 平成22年度の収納対策について	16

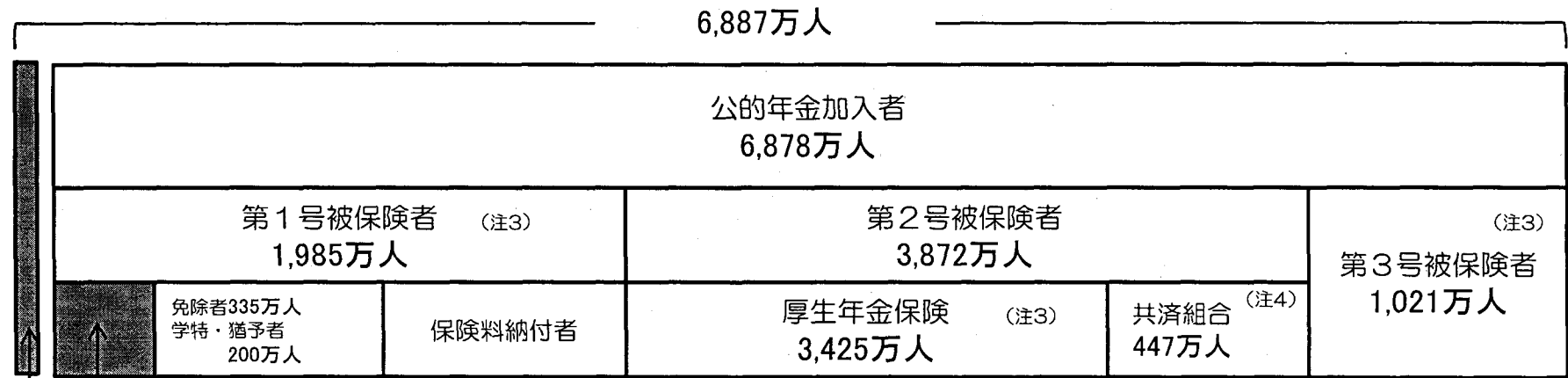


# 1 平成21年度の納付状況等について

## (1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体で見ると、約95%の者が保険料を納付（免除及び納付猶予を含む。）。
- 未納者<sup>(注1)</sup>は約321万人、未加入者<sup>(注2)</sup>は約9万人。（公的年金加入対象者の約5%）
- ※ 平成21年4月から、基礎年金の国庫負担割合が2分の1に引き上げられ、さらに年金財政の安定化が図られたところ。

《公的年金加入者の状況（平成21年度末）》



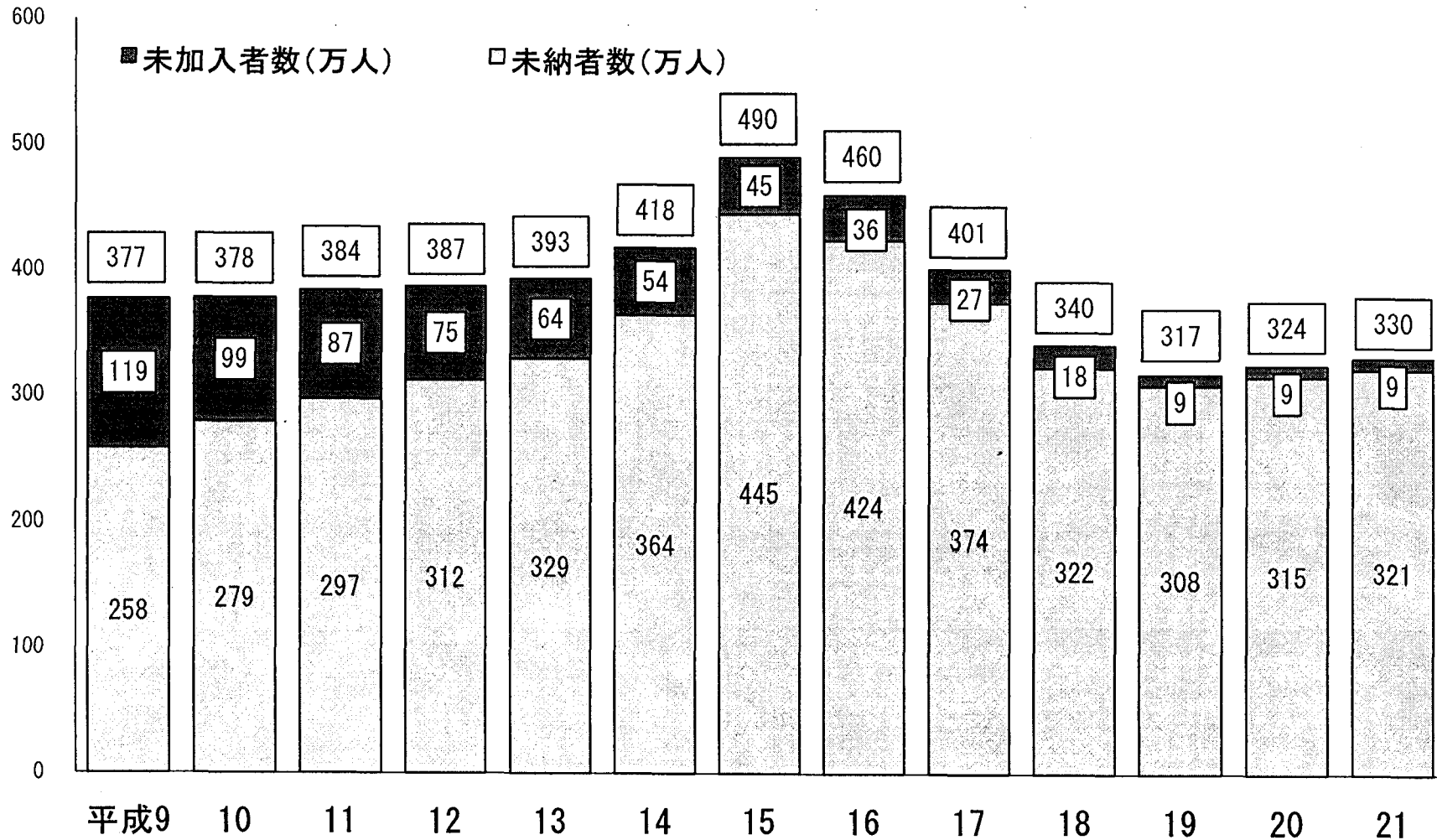
未納者 321万人<sup>(注1)</sup>  
未加入者 9万人<sup>(注2)</sup> } 330万人

- 注1) 未納者とは、24か月（平成20年4月～22年3月）の保険料が未納となっている者。
- 注2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度に調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
- 注3) 平成22年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者（34万人）が含まれている。
- 注4) 平成21年3月末現在。

(参考)

## 公的年金制度における未加入者・未納者数の推移

(20歳到達者に対する手帳送付による届出がない場合の資格取得の手続き(いわゆる「職権適用」)が完全実施された平成9年度以降の推移)



注)未納者とは、過去24か月の保険料が未納となっている者である。

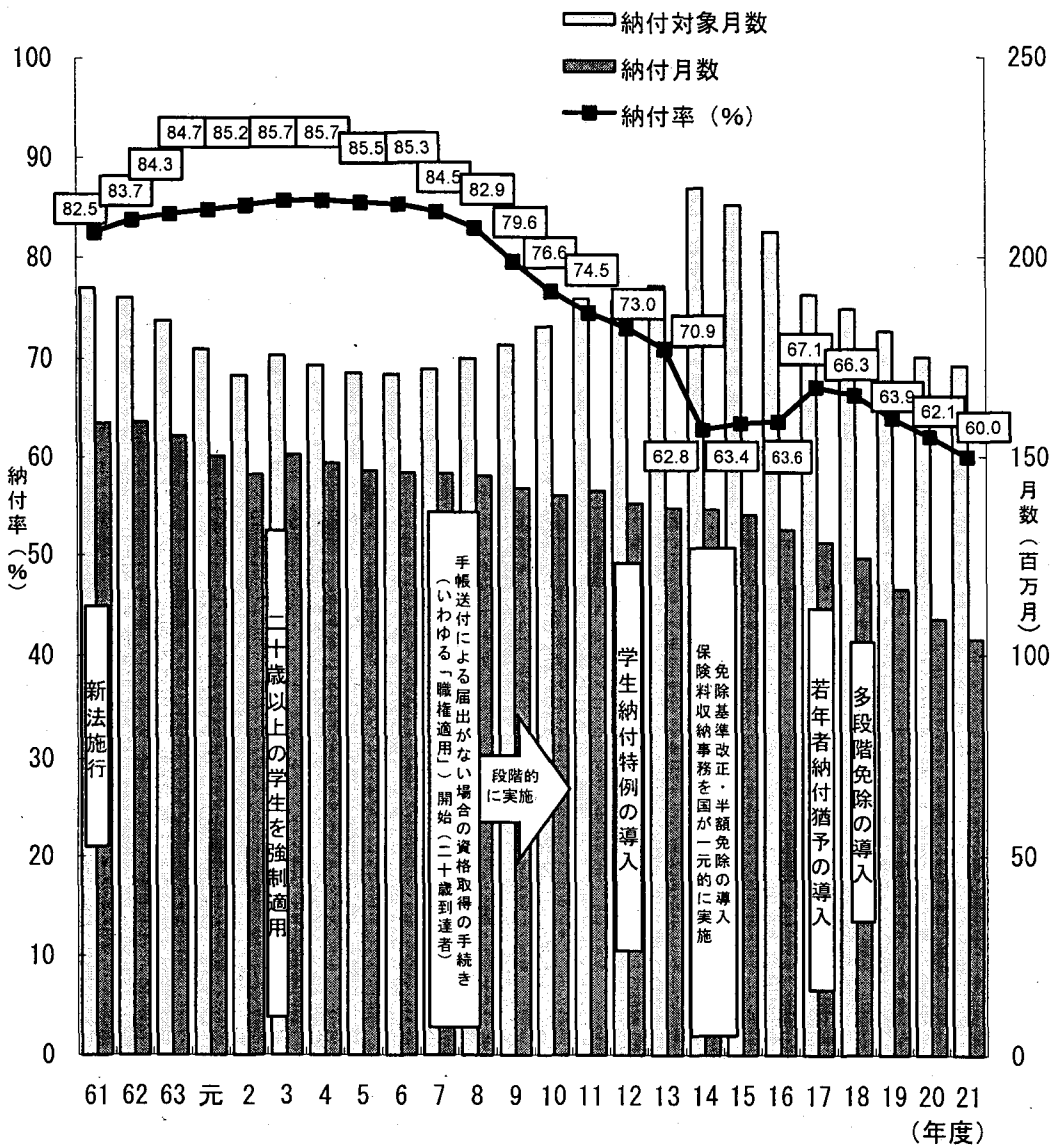
注)平成17年度の未納者数は、不適正な免除手続きの影響を排除した数値である。

注)平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したものである。

なお、平成20、21年度の未加入者数は、平成19年度公的年金加入状況等調査を実施しなかったため、平成19年度の数値を仮置きしている。

## (2) 国民年金保険料の納付状況

### 平成21年度の国民年金保険料の納付率等について



①平成21年度の現年度納付率は、**60.0%**  
(対前年度比△2.1ポイント)

②平成19年度の最終納付率は、**68.6%**  
(平成20年度末と比較して+1.9ポイント)  
(平成21年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、19年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

#### 納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
16年度分保険料	63.6%	66.3%	68.2%			
17年度分保険料		67.1%	70.7%	72.4%		
18年度分保険料			66.3%	69.0%	70.8%	
19年度分保険料				63.9%	66.7%	68.6%
20年度分保険料					62.1%	65.0%
21年度分保険料						60.0%

## ① 納付率の状況

- 平成21年度の現年度分（平成21年4月分～平成22年3月分）の納付率は、60.0%（対前年度比△2.1ポイント）。

	納付月数	納付対象月数	納付率
平成20年度 （対前年度比）	10,873万月 （△6.3%）	17,522万月 （△3.5%）	62.1% （△1.9ポイント）
平成21年度 （対前年度比）	10,381万月 （△4.5%）	17,308万月 （△1.2%）	60.0% （△2.1ポイント）

- 過年度分（平成19年度分）の納付率は、平成19年度末から4.7ポイント、平成20年度末から1.9ポイントの伸び。
- 過年度分（平成20年度分）の納付率は、平成20年度末から2.9ポイントの伸び。

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末
平成19年度分 （対前年度末伸び）	63.9%	66.7% （+2.8ポイント）	68.6% （+1.9ポイント）
平成20年度分 （対前年度末伸び）	—	62.1%	65.0% （+2.9ポイント）

## ② 日本年金機構の中期計画及び平成21年度の年度計画との関係

- 平成22年1月の日本年金機構設立に伴い、策定された日本年金機構の中期計画では、
  - ・最終納付率については、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す
  - ・現年度納付率については、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指すとしている。
- また、平成21年度の年度計画では、
  - ・現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指すとした。



- 平成21年度の現年度納付率は60.0%（対前年度比△2.1ポイント）となったところであり、低下傾向は続いているものの、平成22年1月末現在（平成21年4月分～平成21年12月分）の現年度納付率58.9%からは1.1ポイントの伸びとなり、平成21年度の年度計画における目標の伸びは確保したところである。

平成21年								平成22年			
5月末 現在 (4月分)	6月末 現在 (4月分) ↓ (5月分)	7月末 現在 (4月分) ↓ (6月分)	8月末 現在 (4月分) ↓ (7月分)	9月末 現在 (4月分) ↓ (8月分)	10月末 現在 (4月分) ↓ (9月分)	11月末 現在 (4月分) ↓ (10月分)	12月末 現在 (4月分) ↓ (11月分)	1月末 現在 (4月分) ↓ (12月分)	2月末 現在 (4月分) ↓ (1月分)	3月末 現在 (4月分) ↓ (2月分)	4月末 現在 (4月分) ↓ (3月分)
52.7%	55.6%	56.9%	56.6%	56.9%	57.5%	58.0%	58.8%	58.9%	59.0%	59.4%	60.0%

- 平成19年度の最終納付率は68.6%（平成19年度末と比較して4.7ポイントの伸び）となったところであり、中期計画における目標の伸びは確保したところである。

## 2 納付率低下の要因等について

### (1) 納付率低下の要因

#### ① 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成21年度末現在の第1号被保険者の年齢構成を平成20年度末現在と比較すると、55～59歳の全体に占める割合が1.2ポイント低下し、平均年齢は0.1歳若くなった。

年齢階級別の納付率は、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることがわかる(8ページ参照)。いわゆる団塊の世代(昭和22年から24年生まれ)のうち昭和24年(1949年)生まれの者が平成21年(2009年)に60歳に到達し第1号被保険者から抜けたことに伴い、平成20年度に比べ平成21年度の第1号被保険者の年齢構成が若い方向にシフトしたことにより、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△0.3ポイント程度と推計される。

#### <年齢階級別第1号被保険者数・割合>

<各年度末現在、単位：(上段)万人、(下段)%>

	第1号 被保険者	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60歳以上	平均年齢 (歳)
平成20年度	2,001 100.0	399 19.9	211 10.5	208 10.4	221 11.0	195 9.8	178 8.9	207 10.4	352 17.6	30 1.5	39.7
平成21年度	1,985 100.0	392 19.7	212 10.7	203 10.2	228 11.5	204 10.3	183 9.2	207 10.4	327 16.4	30 1.5	39.6

※注1：第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

※注2：被保険者数は抽出統計調査(抽出率1/100)による数値である。

## ② 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成

- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した現年度保険料における最低水準（当該区域を管轄する年金事務所（社会保険事務所）の前年度の実績と同程度の水準）の達成状況を見ると、平成19年10月から継続実施している95事務所では98.3%であるが、平成20年10月から継続実施している90事務所及び平成21年10月開始の127事務所では、それぞれ、65.5%及び68.2%と低調である。この結果、平成21年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は、76.0%にとどまっている。
- 市場化テスト受託事業者の最低水準未達成により、平成21年度の現年度納付率に与えた影響は概ね△1.0ポイント程度と推計される。

### <納付実績が伸びなかった要因>

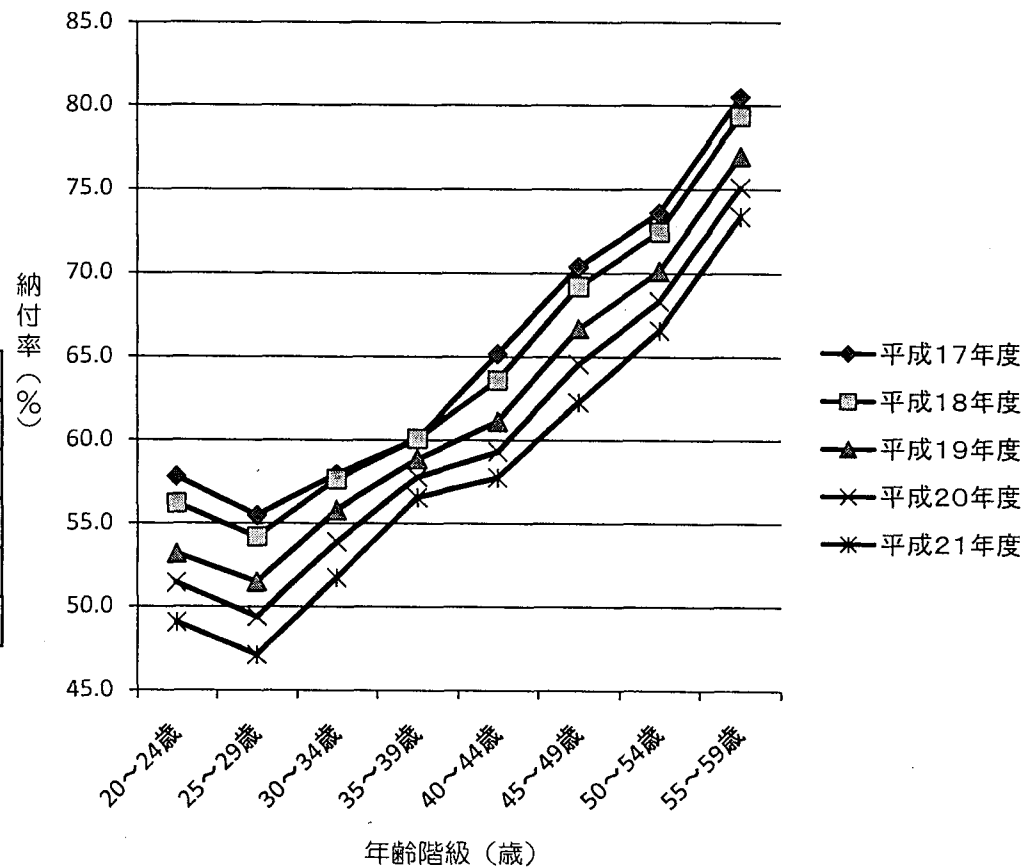
- 年金事務所と受託事業者との連携体制が不十分であり、相互に協力して納付率の向上を目指す取組が十分に実施できなかったこと。また、日本年金機構（社会保険庁）においては、事業実績の分析を行い、受託事業者に対してより効果的な取組について指導・助言を行うなど、事業の進捗管理が十分に行えなかったこと。
- 受託事業者においては、経費削減のため、電話による納付督促が中心的手段となり戸別訪問が十分実施されなかったこと。

## (2) 納付率低下の背景と考えられる構造的な課題

- 平成17年度から平成21年度までの年齢階級別納付率は下記の表のとおりとなっており、年齢階級が上がるにつれて上昇していく傾向にあることには変わりはないが、各年度とも前年度と比較した場合、どの年齢階級においても概ね納付率は低下している。
- 国民年金被保険者実態調査の結果から、納付率低下の主な背景として、次のような構造的な課題が考えられる。
  - ① 第1号被保険者の就業状況
  - ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準
  - ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

(単位:%)

	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~50歳	50~54歳	55~59歳
平成17年度	57.8	55.5	57.9	60.1	65.2	70.4	73.6	80.5
平成18年度	56.2	54.2	57.6	60.1	63.6	69.2	72.5	79.3
平成19年度	53.2	51.5	55.8	58.9	61.1	66.7	70.1	76.9
平成20年度	51.4	49.4	53.9	57.8	59.3	64.6	68.3	75.1
平成21年度	49.0	47.1	51.7	56.5	57.7	62.3	66.6	73.3





## ① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準をみると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（11ページ参照）と総数が異なる場合がある。

## ② 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の平均は469万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者の属する世帯の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は555万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は342万円となっている。
- 次に、第1号被保険者本人の総所得金額の平均は133万円となっている。また、保険料納付状況別に第1号被保険者本人の総所得金額の分布をみると、納付者の平均は178万円となっているのに対し、1号期間滞納者の平均は113万円となっている。
- また、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由としては「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が64.2%と最も高くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、こうした第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の低い所得水準という要因もあると考えられる。

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）			②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）		
	総数	納付者	1号期間滞納者	総数	納付者	1号期間滞納者
平成11年調査	548万円	629万円	463万円	142万円	169万円	110万円
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	136万円	166万円	120万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	126万円	158万円	105万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	133万円	178万円	113万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。（例…平成20年調査→平成19年の所得）

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

<参考：国民年金保険料額の推移>

	平成11年度   平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民年金保険料 (月額)	13,300円	13,580円	13,960円	14,100円	14,410円	14,660円	15,100円
引上げ額 (対前年度比)	-	280円	380円	140円	310円	250円	440円

### ③ 年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）としては、「年金制度の将来が不安・信用できない」が14.3%、「社会保険庁が信用できない」が7.0%となっており、納付率が低くなっている背景には、こうした年金制度及び行政組織に対する不信感・不安感という要因もあると考えられる。

< 1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）（平成20年調査） >

	保険料が高く、 経済的に支払う のが困難	受け取れる年金 額が分からな い・保険料に比 べて少ない	これから保険料 を納めても加入 期間が少なく、 年金がもらえな い	すでに年金を受 ける要件を満た している	年金制度の将来 が不安・信用で きない	社会保険庁が信 用できない	その他
平成11年調査	62.4%	8.1%	2.2%	0.9%	6.3%	—	20.2%
平成14年調査	64.5%	7.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	15.7%
平成17年調査	65.6%	4.8%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	3.2%
平成20年調査	64.2%	3.9%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	4.0%

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成11年調査及び平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由（主要回答）である。

※注3：平成11年調査及び平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」がそれぞれ9.8%、3.5%含まれている。

### 3 平成21年度における収納対策の取組状況について

(詳細は資料4-1参照)

#### 納付督促

- ア) 年金記録問題への対応を最優先とする状況下で、職員等による納付督促等の取組みが年間を通じて十分に実施できなかった。
- イ) 市場化テストによる納付督促について、平成21年10月より新たに市場化テストを実施した127事務所が加わり、全年金事務所が対象となったところであるが、市場化テスト受託事業者との協力・連携が不十分であったこと等により、その効果が十分に発揮されなかった。

#### 免除勧奨等

市町村から提供される所得情報に基づく免除等申請勧奨を着実に実施したことにより、負担能力が乏しい被保険者への取組については一定の向上が図られたところである。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
全額免除者数等(割合)	521万人(26.5%)	535万人(27.4%)	+14万人(+0.9ポイント)

#### 強制徴収

職員による強制徴収の取組みについては、最終催告及び督促の件数は平成20年度をやや上回ったが、差押え件数等は前年度を下回る結果となった。

#### その他

口座振替利用率は伸びなかったが、クレジットカード納付、コンビニエンスストア納付及びインターネットバンキング等による電子納付については着実な利用が図られた。

#### 【総括】

全体として、国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構(社会保険庁)の組織的な取組が十分でなかったと考えられる。

# 収納対策のスキーム（概念図）

24

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）  
（口座振替率）  
19年度末 20年度末 21年度末  
40% → 38% → 36%  
599万人 562万人 527万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）  
（利用状況）  
19年度 20年度 21年度  
874万件 → 966万件 → 1,107万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）  
（利用状況）  
19年度 20年度 21年度  
31万件 → 38万件 → 41万件
- クレジットカード納付の導入（利用者数）（H20.2～）  
19年度 20年度 21年度  
2万人 → 9万人 → 14万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成22年5月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

## 納付督促の実施

催告状（手紙）  
H19年度 897万件  
H20年度 818万件  
H21年度 1,309万件

電話  
H19年度 915万件  
H20年度 1,481万件  
H21年度 1,969万件

戸別訪問（面談）  
H19年度 1,455万件  
H20年度 1,103万件  
H21年度 419万件

度重なる督促にも応じない

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	19年度	20年度	21年度
最終催告状	40,727件	16,350件	17,131件
督促状	28,485件	8,160件	10,061件
財産差押	11,387件	5,534件	3,092件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数  
・督促状、財産差押の件数は、平成22年3月末現在

・質の向上  
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）  
（実施対象事務所数）（督促件数）  
H18年度 35か所 H18年度 255万件  
H19年度 95か所 H19年度 621万件  
H20年度 185か所 H20年度 1,669万件  
H21年度 312か所 H21年度 2,431万件

## 免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

- 免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
  - 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
  - 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
  - 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
  - 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

## 普及・啓発活動等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進
- ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

## 4 平成22年度の収納対策について

### 平成22年度の収納対策の主な内容

#### ① 国民年金保険料の収納対策に対する日本年金機構としての組織的な取組の強化

＜計画的・効率的な収納対策に向けての行動計画の策定＞

- 機構全体及び各年金事務所において、それぞれ行動計画を策定し、計画的・効率的な収納対策に取り組む。

＜進捗状況にかかる管理の強化＞

- 各年金事務所の行動計画の進捗状況を月次で管理、ブロック本部担当部長会議を四半期ごとに開催する。（社会保険庁時代は、年1回程度、指定社会保険事務局の進捗状況についてヒアリングの実施（平成21年度は11事務所）。）

#### ② 市場化テストの適正化

＜契約更改分にかかる改善措置＞

- 本年10月契約更改分（185事務所）については、次のような改善措置を講じる。

- ・ 戸別訪問による納付督促を重視することを実施要項に明記
- ・ 事業の質も重視した事業者を採択できるよう、総合評価に当たっては、入札価格より企画提案書の評価に重点をおく  
入札方式に変更

＜既契約分にかかる改善措置＞

- 昨年10月契約分（127事務所）については、要求水準に対する達成状況が低調であることから、受託事業者に対して平成22年7月12日付で「業務改善計画」の提出を指示。今後、「業務改善計画」提出後の状況を十分にフォローアップしていく。

＜受託事業者との連携体制の整備＞

- 機構と受託事業者双方の責任者の明確化、連携マニュアルの作成など、受託事業者との情報交換、連携体制を整備していく。



### ③ 強制徴収など年金事務所の取り組み体制の建て直し

＜強制徴収にかかる事務サイクルの確立＞

- 最終催告状の送付から差押えの実施までの一連の手続きを2年以内に完結させるサイクルを確立する。なお、昨年度までに着手した全案件については、進捗状況を総点検し、取組み方針を明確化する。

＜集合研修の実施＞

- 強制徴収担当職員の集合研修を9月から12月に400人規模で開催するなど、スキルアップを図る。（平成21年度の強制徴収担当職員の集合研修については、年3回、70人程度の実施。）

＜国税庁への委任＞

- 悪質な滞納者については、国税庁に委任する仕組みを活用する。

### ④ 新規適用届（20歳到達者等、2号・3号からの移行者）へのアプローチ強化

＜届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）の確実な実施＞

- 20歳に到達する者、34歳及び44歳到達者、第2号（または第3号）被保険者から第1号被保険者となった者について、適用勧奨を早期に行い、届出がない場合の資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）を確実に実施する。

＜関係機関との調整＞

- 健康保険組合の被扶養者異動情報の提供を受けられるよう、関係者と調整を進める。

＜適用体制の強化＞

- 本年10月から増員予定の特定業務契約職員（約400名）による戸別訪問活動等により、新規適用者（特に、いわゆる「職権適用者」）への働きかけを強化する。

## ⑤ □座振替制度の推進

### <□座振替制度の利用促進>

- □座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨などにより、□座振替制度の利用促進を図る。（平成21年10月委託開始分から□座振替獲得のインセンティブを強化）
- 金融機関等に対して、□座振替制度の周知及びチラシ等の備え付けについて協力を要請する。

### <□座振替不能者へのフォローアップの強化>

- □座振替ができなかった者の情報を市場化テスト受託事業者へ提供し、該当者に対し速やかに再振替の案内を行う。

## ⑥ 公的年金制度の普及・啓発について

### <「年金月間」の設定>

- 11月を「ねんきん月間」とし、政府広報や市町村広報誌などを活用した普及・啓発活動を展開し、出張相談等も集中的に開催する。

### <大学における相談会の開催>

- 学生納付特例手続きの周知を行うため、大学構内における相談会を積極的に開催する。

### <パンフレット等の内容の見直し>

- 届出の必要性を分かりやすく周知するため、パンフレット、通知文書の内容の見直しを行う。

平成21年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について  
(資料編①平成21年度の取組実績)

【目次】

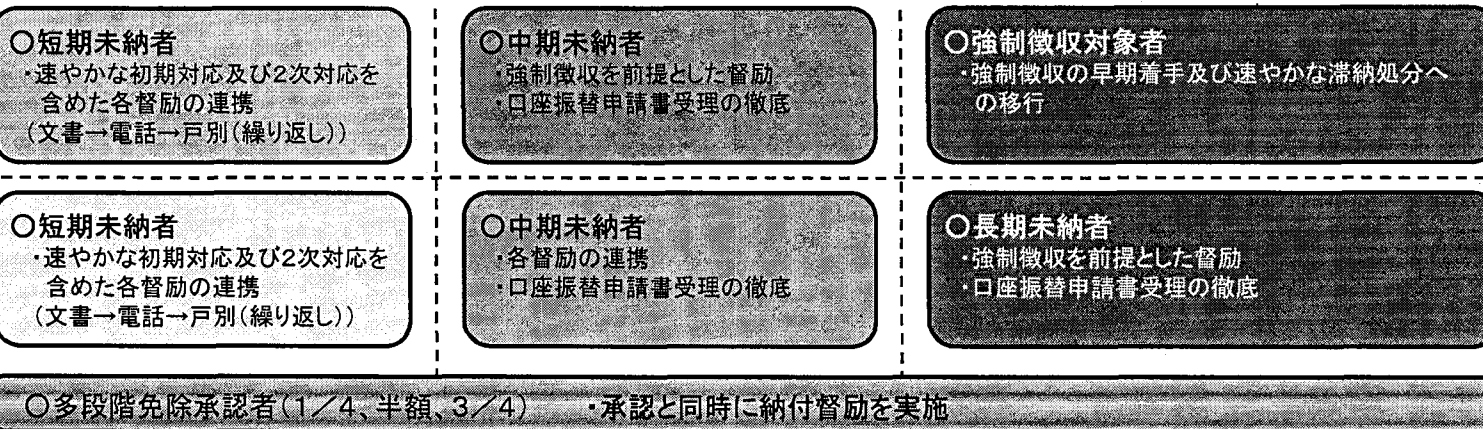
①平成21年度行動計画における取組	1
②納付督促の実施状況	2
③免除等の実施状況	3
④強制徴収の実施状況	4
⑤国民年金保険料収納事業(市場化テスト)の実施状況	5
⑥その他の状況	9

# ① 平成21年度行動計画における取組

- 所得情報を基に、未納者を強制徴収対象、納付督励対象、免除等申請勧奨対象に区分し、さらに未納月数毎に細分化し、各区分の未納者属性に応じた督励・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にして督励等を実施。
- また、納付月数の増加目標と免除等申請受理目標をそれぞれ設定し、分子と分母の両面への取組を具体化した。  
(概念図参照)

## 納付率の向上及び未納者数減少への取組（概念図）

所得層、未納期間、年齢、督励事蹟等の属性別に未納者数を把握



20歳代以外

- 「申請免除(全額・多段階)制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
  - 平成20年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨の徹底
  - 継続免除却下者に対する速やかな納付督励及び多段階免除申請勧奨の実施

20歳代

- 「学生納付特例制度」「若年納付猶予制度」の周知及び申請書の提出勧奨の徹底
  - 平成20年の所得情報による新たな納付困難者に対する申請勧奨の徹底
  - 継続免除(若年)却下者に対する速やかな納付督励及び多段階免除申請勧奨の実施

納付月数の増加目標

免除等申請受理目標

未納月数

1 ~ 6

7 ~ 12

13 ~ 24

## ② 納付督励の実施状況

(取組状況)

- 年金記録問題への対応に労力を要したことから、職員等による督励活動が十分に実施できなかった。
- 市場化テストによる納付督励は、平成19年10月より95か所、平成20年10月より90か所で実施し、平成21年10月から127か所を追加した。これに伴い、電話納付督励件数が増加しているが、戸別訪問督励件数は減少している。

区 分	市場化テスト対象事務所(127事務所) (平成21年10月から実施)			市場化テスト対象事務所(90事務所) (平成20年10月から実施)			市場化テスト対象事務所(95事務所) (平成19年10月から実施)			合 計		
	①20年度の 実施件数	②21年度の 実施件数	対前年度比 (②÷①)	③20年度の 実施件数	④21年度の 実施件数	対前年度比 (④÷③)	⑤20年度の 実施件数	⑥21年度の 実施件数	対前年度比 (⑥÷⑤)	⑦20年度の 実施件数	⑧21年度の 実施件数	対前年度比 (⑧÷⑦)
電話納付督励	145万件	296万件	204.1%	486万件	806万件	165.8%	850万件	867万件	102.0%	1,481万件	1,969万件	133.0%
再掲(市場化テスト以外の委託)	130万件	51万件	39.2%	48万件	—	—	—	—	—	178万件	51万件	28.7%
再掲(職員・収納指導員)	15万件	8万件	53.3%	10万件	5万件	50.0%	8万件	3万件	37.5%	33万件	16万件	48.5%
再掲(市場化テスト事業者)	—	238万件	—	428万件	800万件	186.9%	842万件	864万件	102.6%	1,270万件	1,901万件	149.7%
戸別訪問督励	682万件	243万件	35.6%	238万件	70万件	29.4%	184万件	110万件	59.8%	1,103万件	422万件	38.3%
再掲(国民年金推進員)	672万件	229万件	34.1%	220万件	38万件	17.3%	135万件	55万件	40.7%	1,026万件	321万件	31.3%
再掲(職員・収納指導員)	10万件	2万件	20.0%	3万件	1万件	33.3%	1万件	1万件	100.0%	14万件	4万件	28.6%
再掲(市場化テスト事業者)	—	12万件	—	15万件	31万件	206.7%	48万件	54万件	112.5%	63万件	96万件	152.4%
催告状	298万件	468万件	157.0%	247万件	300万件	121.5%	274万件	541万件	197.4%	818万件	1,309万件	160.0%
再掲(社会保険事務所)	298万件	420万件	141.0%	174万件	176万件	101.1%	10万件	279万件	2790.0%	482万件	875万件	181.5%
再掲(市場化テスト事業者)	—	48万件	—	73万件	124万件	169.9%	264万件	262万件	99.2%	337万件	434万件	128.8%

※上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは一致しない場合もある。

### ③ 免除等の実施状況

- 市町村から提供を受けた所得情報を活用し、免除等に該当すると思われる者に対して、申請勧奨文書（ダイレクトメール）を送付。その後、未申請の者に対し、職員及び国民年金推進員が、電話や戸別訪問による再勧奨を実施。
- こうした取組みの結果、平成21年度における第1号被保険者数に占める全額免除者数の割合は、前年度を0.9ポイント上回った。

#### ■第1号被保険者数及び全額免除者数等

	20年度		21年度		対前年度比	
	(A)	割合 (%)	(B)	割合 (%)	(B - A)	割合 (%)
第1号被保険者数	1,966万人	—	1,951万人	—	△15万人	—
全額免除者数等合計	521万人	26.5%	535万人	27.4%	14万人	+0.9ポイント
法定免除者数	114万人	5.8%	120万人	6.2%	6万人	+0.4ポイント
申請全額免除者数	204万人	10.4%	215万人	11.0%	10万人	+0.6ポイント
学生納付特例者数	165万人	8.4%	163万人	8.3%	△2万人	△0.1ポイント
若年者納付猶予者数	37万人	1.9%	37万人	1.9%	0	0.0ポイント

(注1) 第1号被保険者数のうち任意加入者は除く。

(注2) 上記表中の「割合」は、第1号被保険者数に占める全額免除者数等の割合である。

(注3) 上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは合致しない場合もある。

#### ④ 強制徴収の実施状況

○ 平成21年度の強制徴収の取組みについては、最終催告や督促の件数は平成20年度をやや上回ったが、差押え件数や獲得納付月数は前年度を下回る結果となった。

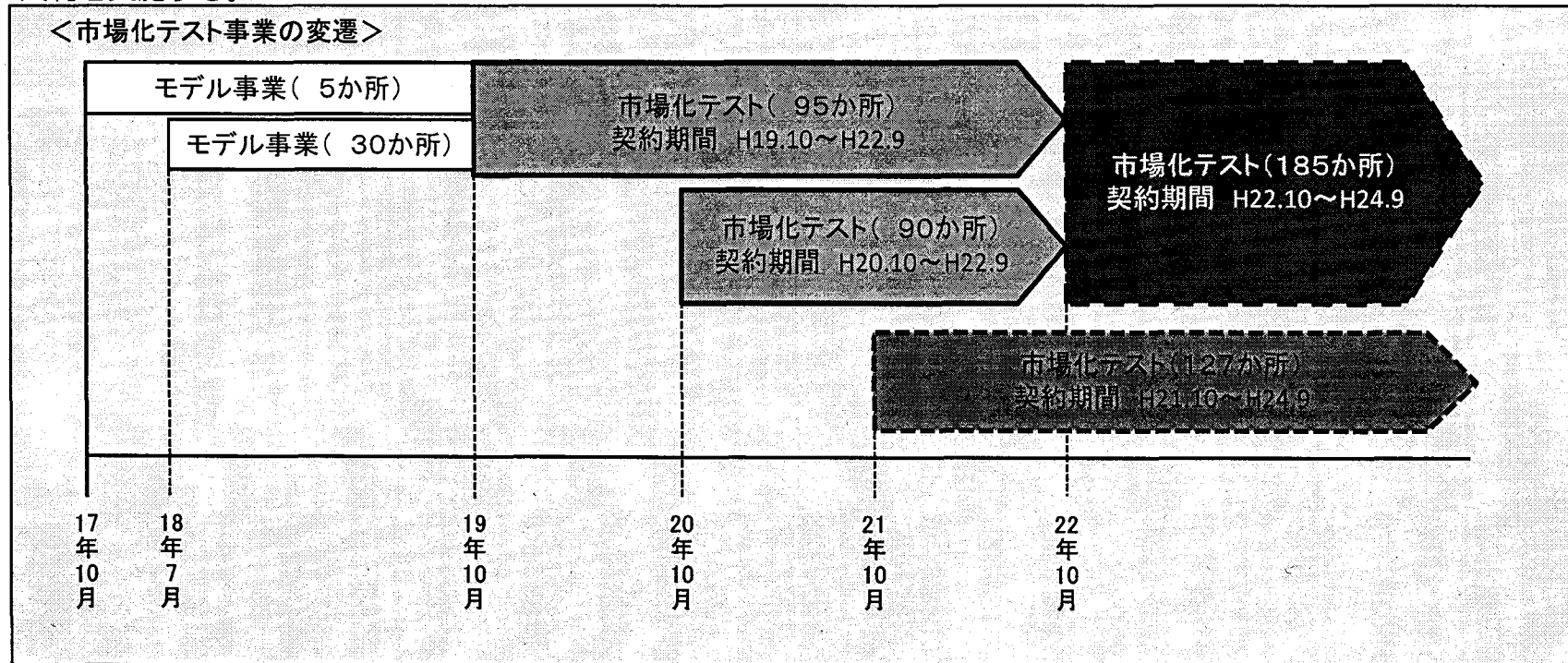
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最終催告件数	当年度実施件数	9,653件	31,497件	172,440件	310,551件	40,727件	16,350件	17,131件
	15年度からの累計	9,653件	41,150件	213,590件	524,141件	564,868件	581,218件	598,349件
督促件数	当年度実施件数	321件	3,724件	37,126件	121,113件	28,485件	8,160件	10,061件
	15年度からの累計	321件	4,045件	41,171件	162,284件	190,769件	198,929件	208,990件
差押件数	当年度実施件数	21件	125件	3,048件	11,910件	11,387件	5,534件	3,092件
	15年度からの累計	21件	146件	3,194件	15,104件	26,491件	32,025件	35,117件
強制徴収手続きによる獲得納付月数	当年度実施件数	一月	113,447月	430,988月	894,955月	968,855月	370,338月	225,223月
	16年度からの累計	一月	113,447月	544,435月	1,439,390月	2,408,245月	2,778,583月	3,003,806月

注) 「強制徴収手続きによる獲得納付月数」について、平成15年度は集計を行っていない。

## ⑤ 国民年金保険料収納事業（市場化テスト）の実施状況

### 1 概要

- 国民年金保険料の収納事業のうち、強制徴収や免除等申請勧奨を除く納付督促業務等を包括的に民間委託し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用する「市場化テストモデル事業」として、平成17年10月から5か所の社会保険事務所を対象に実施。なお、受託事業者に対しては、事業目標としての「要求水準」を設定している。
- 平成18年7月からは、30か所の社会保険事務所を追加して「市場化テストモデル事業」を実施。
- 平成19年10月からは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく事業として、95か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成20年10月からは、90か所の社会保険事務所を追加して、合計185か所の社会保険事務所を対象に「市場化テスト」を実施。
- 平成21年10月からは、127か所の社会保険事務所を追加して、全312社会保険事務所で実施。免除勧奨業務を追加した。
- 平成22年10月から、平成19年および平成20年事業の契約更改に伴い、免除勧奨業務を追加した上で185か所の年金事務所を対象に入札を実施する。





## 2 実施状況

### 要求水準の達成状況

(平成21年度)

#### (1) 事務所別の要求水準達成状況

- 平成19年10月開始分は、達成12事務所、未達成83事務所、平成20年10月開始分は、達成1事務所、未達成89事務所となっている。平成21年10月開始分は、全ての事務所(127事務所)で未達成となっている。

		全体		現年度保険料		過年度保険料	
		達成	未達成	達成	未達成	達成	未達成
継続95か所 (19年10月開始)	20年度	24事務所	71事務所	3事務所	92事務所	74事務所	21事務所
	21年度	12事務所	83事務所	4事務所	91事務所	40事務所	55事務所
継続90か所 (20年10月開始)	20年度	1事務所	89事務所	12事務所	78事務所	0事務所	90事務所
	21年度	1事務所	89事務所	0事務所	90事務所	75事務所	15事務所
拡大127か所 (21年10月開始)	20年度	—	—	—	—	—	—
	21年度	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所	0事務所	127事務所

#### <要求水準の設定の考え方>

(平成19・20年度実施分)

年金(社会保険)事務所ごとの前年度納付率(見込)に「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。

【加算率】・過去の納付率の平均伸び率などを参考に契約期間中の毎年度の率(一律)を設定。

(現年度:0.6%、過年度:0.3%)

(平成21年度実施分)

年金(社会保険)事務所ごとの平成20年度納付率(見込)に、毎年度一律の「加算率」を加えたものを目標納付率として、その目標納付率を達成するために必要な獲得月数を要求水準とした。

【加算率】・近年の中で最も納付率の高かった平成17年度の納付率をベースにして、契約期間中の毎年度の率を設定。

(現年度:1.5%→6.0%、過年度:2.7%(1年目)、1.8%(2年目))

#### <最低水準の設定の考え方>

年金(社会保険)事務所ごとの前年度納付率(見込)を達成するために必要な獲得月数を最低水準とした。

## (2) 納付月数の要求水準達成状況

- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した要求水準（現年度保険料と過年度保険料を合わせたもの）の達成状況を見ると、平成19年10月及び平成20年10月から継続実施している185事務所では、それぞれ、93.5%及び84.2%であるが、平成21年10月開始の127事務所では63.6%と低調である。この結果、平成21年度における受託事業者全体の要求水準の達成率は、82.4%にとどまっている。
- 市場化テスト受託事業者に対して平成21年度に要求した現年度保険料における最低水準（当該区域を管轄する年金事務所（社会保険事務所）の前年度の実績と同程度の水準）の達成状況を見ると、平成19年10月から継続実施している95事務所では98.3%であるが、平成20年10月から継続実施している90事務所及び平成21年10月開始の127事務所では、それぞれ、65.5%及び68.2%と低調である。この結果、平成21年度の現年度保険料における受託事業者全体の最低水準の達成率は、76.0%にとどまっている。

		要求水準	最低水準	収納実績	達成率(要求水準)	達成率(最低水準)
現年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	2,451,077月	2,024,154月	1,989,528月	81.2%	98.3%
	継続90か所(20年10月開始)	2,447,538月	2,123,385月	1,391,702月	56.9%	65.5%
	拡大127か所(21年10月開始)	3,203,349月	2,935,179月	2,003,068月	62.5%	68.2%
	小計	8,101,964月	7,082,718月	5,384,298月	66.5%	76.0%
過年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	4,139,365月	3,954,706月	4,171,631月	100.8%	105.5%
	継続90か所(20年10月開始)	2,418,212月	2,338,447月	2,706,137月	111.9%	115.7%
	拡大127か所(21年10月開始)	1,165,971月	1,021,712月	777,805月	66.7%	76.1%
	小計	7,723,548月	7,314,865月	7,655,573月	99.1%	104.7%
現年+過年度保険料	継続95か所(19年10月開始)	6,590,442月	5,978,860月	6,161,159月	93.5%	103.0%
	継続90か所(20年10月開始)	4,865,750月	4,461,832月	4,097,839月	84.2%	91.8%
	拡大127か所(21年10月開始)	4,369,320月	3,956,891月	2,780,873月	63.6%	70.3%
	小計	15,825,512月	14,397,583月	13,039,871月	82.4%	90.6%

## 督促の実施状況

- 平成21年度における市場化事業者の督促件数は、電話納付督促が全体の督促件数の約80%を占めており、戸別訪問督促の件数は、全体の督促件数の約4%にとどまっている。

区 分	市場化テスト対象事務所〔127事務所〕 (平成21年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔90事務所〕 (平成20年10月から実施)		市場化テスト対象事務所〔95事務所〕 (平成19年10月から実施)		合 計	
	①20年度の 実施件数	②21年度の 実施件数	③20年度の 実施件数	④21年度の 実施件数	⑤20年度の 実施件数	⑥21年度の 実施件数	⑦20年度の 実施件数	⑧21年度の 実施件数
電話納付督促	—	238万件	428万件	800万件	842万件	864万件	1,270万件	1,901万件
戸別訪問督促	—	12万件	15万件	31万件	48万件	54万件	63万件	96万件
催告状	—	48万件	73万件	124万件	264万件	262万件	337万件	434万件
合 計	—	298万件	516万件	955万件	1,154万件	1,180万件	1,669万件	2,431万件

※上記表中における数値はそれぞれ四捨五入によっているため端数において合計とは一致しない場合もある。

## ⑥ その他の状況

### □座振替納付の利用促進

- □座振替による早期納付を行うことにより保険料の割引が適用される「□座振替前納割引制度」、「□座振替早期割引制度」の周知と利用勧奨を実施。しかしながら、新規□座振替利用者が伸びず、平成21年度における□座振替納付者は527万人にとどまり、□座振替利用率は36.3%（対前年度比△1.7ポイント）となった。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
□座振替納付者数	562万人	527万人	△35万人
□座振替利用率	38.0%	36.3%	△1.7ポイント

### クレジットカード納付の導入

- 平成20年2月からクレジットカードによる保険料納付の受付を開始し、納付方法の選択肢の拡大を図ったところである。平成21年度における利用者は約14万人であり、徐々にではあるが利用者は確実に増加している。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比
クレジットカード納付者数	9万人	14万人	+5万人
クレジットカード利用率	0.6%	1.0%	+0.4ポイント

### コンビニ・電子納付の利用促進

- 平成21年度のコンビニエンスストアでの保険料納付の利用件数は1,107万件（対前年度比141万件増）、収納月数は1,764万月（対前年度比231万月増）となっており、全納付保険料の17%を占めた。コンビニエンスストア納付の3分の1は、20歳代が利用している。

また、インターネットバンキング等による電子納付の利用件数は、41万件（対前年度比3万件増）、収納月数は107万月（対前年度比12万月増）となり、着実な利用が図られている。

	平成20年度	平成21年度	対前年度比		平成20年度	平成21年度	対前年度比
コンビニ納付利用件数	966万件	1,107万件	+141万件	インターネット納付利用件数	38万件	41万件	+3万件
コンビニ納付収納月数	1,533万月	1,764万月	+231万月	インターネット収納月数	95万月	107万月	+12万月

平成22年8月5日  
厚生労働省年金局・日本年金機構

平成21年度における国民年金保険料の  
納付状況と今後の取組等について  
(資料編② 平成21年度の国民年金の加入・納付状況)

【目次】

I	平成21年度の被保険者の状況	
1	国民年金被保険者の動向	1
2	第1号被保険者の動向	
	(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況	2
	(2) 第1号被保険者数の年齢構成の変化	3
II	平成21年度の保険料納付状況	
1	全国の保険料納付状況	
	(1) 納付率等の推移	4
	(2) 納付月数の推移	5
	(3) 年齢別の納付率	6
	(4) 一部免除に係る状況	7
2	現年度分納付率の変化に係る分析	
	(1) 被保険者属性別の納付率の変化	8
	(2) 納付率の変化の影響度	9
III	地域別の納付状況	
	(1) 納付率等が高い都道府県・低い都道府県	10
	(2) 市区町村規模別の納付状況	10
	(3) 各都道府県の納付状況	11
	(参考1) 都道府県別の納付率の変化	12
	(参考2) 都道府県別全額免除割合の変化	13

平成22年8月

厚生労働省年金局・日本年金機構

# I 平成21年度の被保険者の状況

## 1 国民年金被保険者の動向

- 第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成21年度末現在で1,985万人と、前年度末と比べ16万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成21年度末現在でそれぞれ120万人及び215万人となっており、前年度末と比べそれぞれ6万人及び10万人増加している。
- 平成21年度末の納付対象者数は1,450万人となっており、前年度末と比べ30万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成21年度末現在で47万人となっており、前年度末と比べ4万人減少している。

表1 国民年金被保険者数の動向

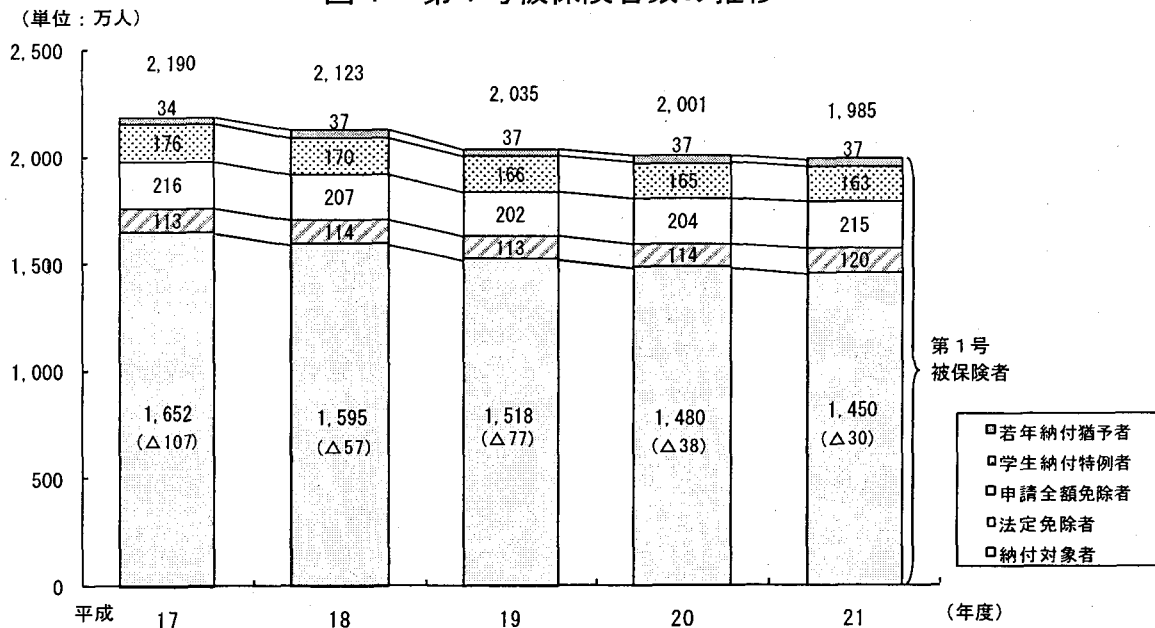
(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者 (任意加入含む)	第1号被保険者							任意加入被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)	厚生年金 保険	第3号 被保険者	
		(再掲) 全額免除者	法定免除者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年納付猶予者	(再掲) 一部免除者	申請3/4免除者					申請半額免除者
平成17年度	2,190	2,158	538	113	216	176	34	53	53	33	3,762	3,302	1,092
18	2,123	2,091	528	114	207	170	37	56	21	32	3,836	3,379	1,079
19	2,035	2,001	517	113	202	166	37	54	19	34	3,908	3,457	1,063
20	2,001	1,966	521	114	204	165	37	52	17	35	3,892	3,444	1,044
21	1,985	1,951	535	120	215	163	37	47	16	34	(3,872)	3,425	1,021

注1 被用者年金被保険者欄の( )内の数字は、共済組合の人数を平成20年度実績とした場合の暫定値である。

注2 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

図1 第1号被保険者数の推移



注1 納付対象者は、第1号被保険者（任意加入含む）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注2 納付対象者の( )内の数字は対前年度差である。

## 2 第1号被保険者の動向

### (1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成21年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は25.7%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多く、20歳到達による資格取得者は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

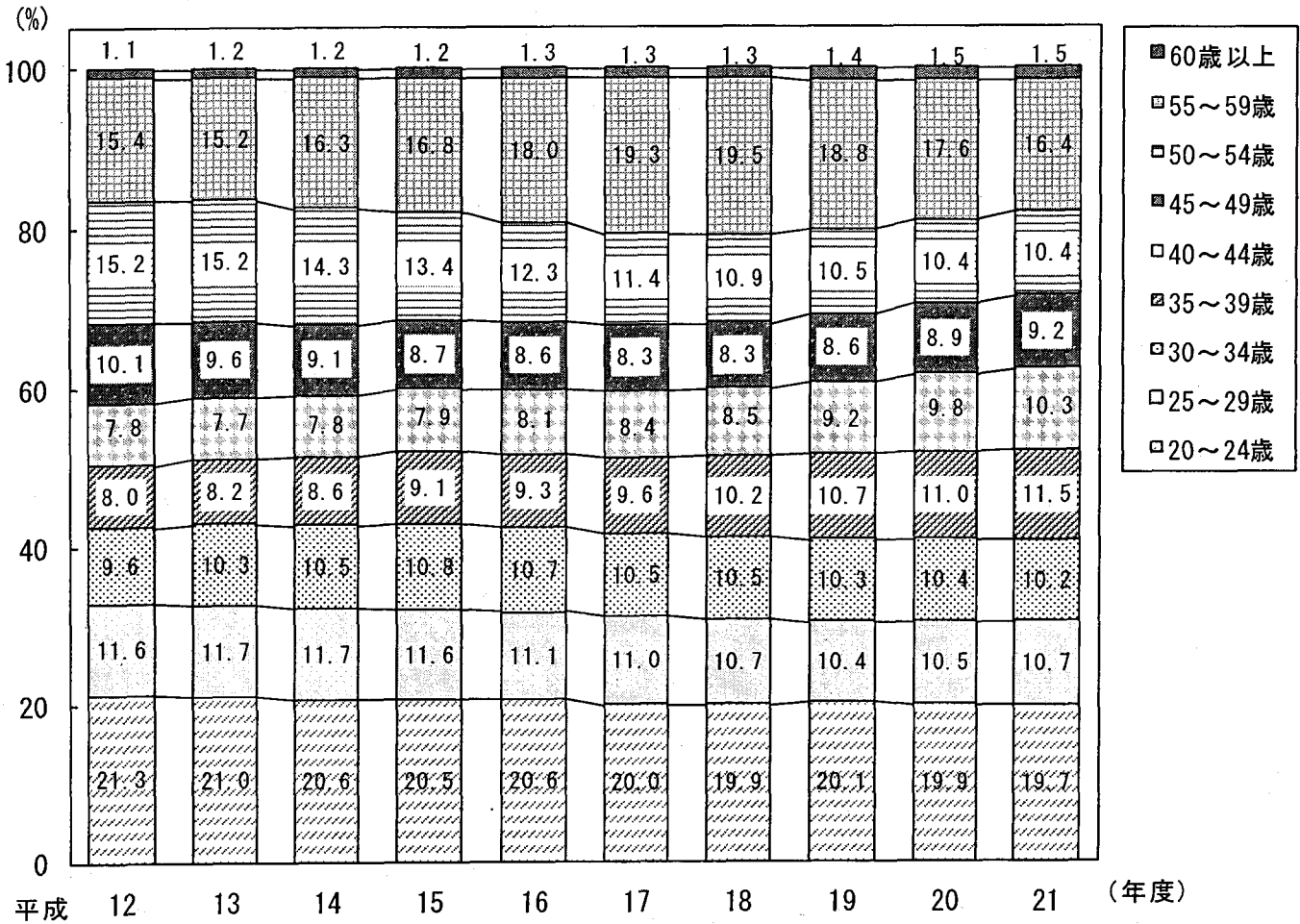
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成17年度	2,190	519	23.7	303	77	123	62	61
18	2,123	533	25.1	320	75	118	59	58
19	2,035	541	26.6	332	73	114	58	56
20	2,001	540	27.0	334	73	111	56	55
21	1,985	510	25.7	314	72	105	54	51

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

○ 第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が19.7%と最も高く、次に55～59歳が16.4%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注 第1号被保険者は任意加入被保険者を含んでいる。

表3 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(各年度末現在、単位：万人)

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第1号被保険者 (任意加入含む)	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217	2,190	2,123	2,035	2,001	1,985
20～24歳	460	463	460	459	456	438	424	409	399	392
25～29歳	250	258	261	259	246	242	227	212	211	212
30～34歳	207	228	235	242	237	231	222	210	208	203
35～39歳	172	181	193	205	207	211	218	218	221	228
40～44歳	167	170	175	177	180	185	181	187	195	204
45～49歳	217	212	203	196	191	183	177	175	178	183
50～54歳	327	335	320	300	272	250	232	213	207	207
55～59歳	331	335	364	375	399	423	415	383	352	327
60歳以上	25	25	26	28	29	28	27	29	30	30
平均年齢(歳)	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7	40.0	40.0	39.9	39.7	39.6

注 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。



## II 平成 21 年度の保険料納付状況

### 1 全国の保険料納付状況

#### (1) 納付率等の推移

- 平成 21 年度中に納付された現年度分保険料の納付状況は、納付対象月数が前年度に比べ 215 万月分 (1.2%) の減少となったが、納付月数が前年度に比べ 492 万月分 (4.5%) の減少となったため、納付率は 60.0% と、前年度の 62.1% から 2.1 ポイントの低下となった。
- 平成 21 年度中に納付された過年度分の保険料の納付状況をみると、平成 20 年度分保険料の納付率は 65.0% となり、前年度の 62.1% から 2.9 ポイント伸びている。また、平成 19 年度分保険料の納付率は 68.6% となり、前年度の 66.7% から 1.9 ポイント伸び、前々年度の 63.9% からは 4.7 ポイント伸びている。

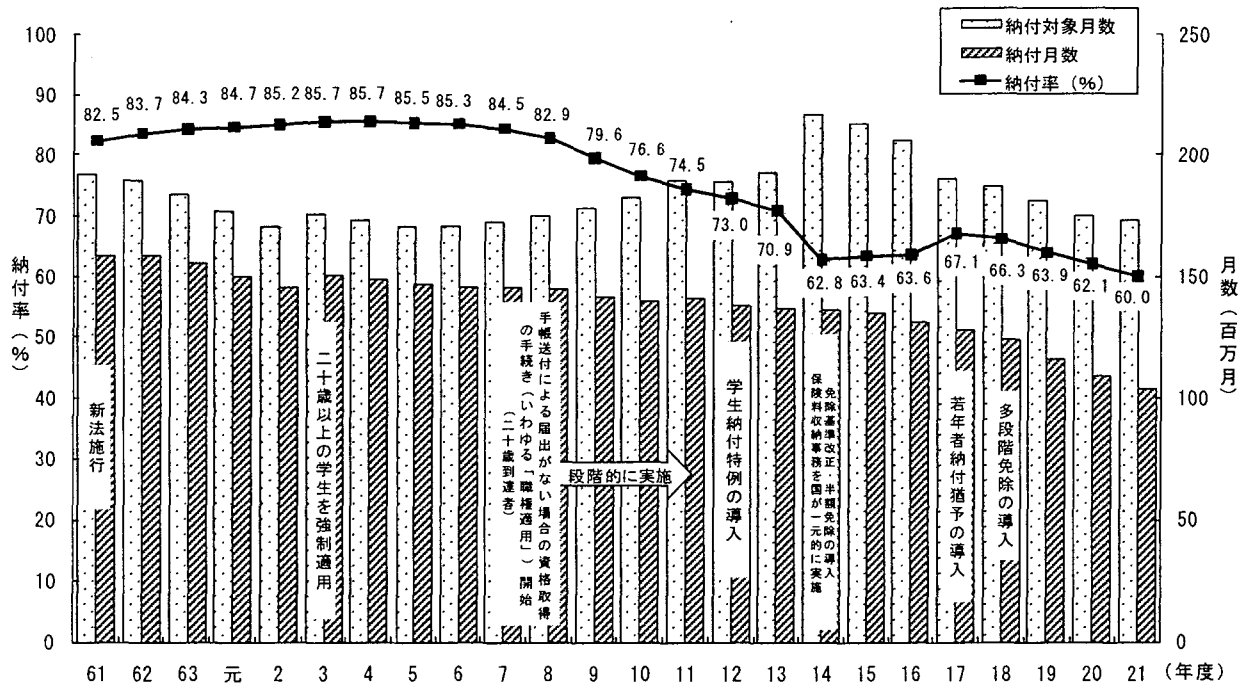
表 4 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位: 万月)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
納付対象月数	19,060 (△ 7.5)	18,701 (△ 1.9)	18,153 (△ 2.9)	17,522 (△ 3.5)	17,308 (△ 1.2)
納付月数	12,793 (△ 2.4)	12,396 (△ 3.1)	11,609 (△ 6.4)	10,873 (△ 6.3)	10,381 (△ 4.5)

注 納付対象月数及び納付月数の ( ) 内数値は、前年度比 (%) である。

図 3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)



注 納付率 (%) =  $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数 (全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。) であり、納付月数はそのうち当該年度中 (翌年度 4 月末まで) に実際に納付された月数である。

表5 現年度分及び過年度分の納付率の推移

(単位：%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
平成17年度分保険料	67.1	70.7 (3.6)	72.4 (1.8)		
平成18年度分保険料		66.3	69.0 (2.8)	70.8 (1.7)	
平成19年度分保険料			63.9	66.7 (2.8)	68.6 (1.9)
平成20年度分保険料				62.1	65.0 (2.9)
平成21年度分保険料					60.0

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であるため、例えば平成19年度分保険料の最終納付率は、平成21年度の欄の「68.6%」となる。

注3 ( )内は前年度からの伸びである。

## (2) 納付月数の推移

○ 平成21年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億1,315万月分（対前年度比△4.2%）であり、そのうち当年度分は1億381万月分（対前年度比△4.5%）、過年度分は934万月分（対前年度比△1.0%）となっている。

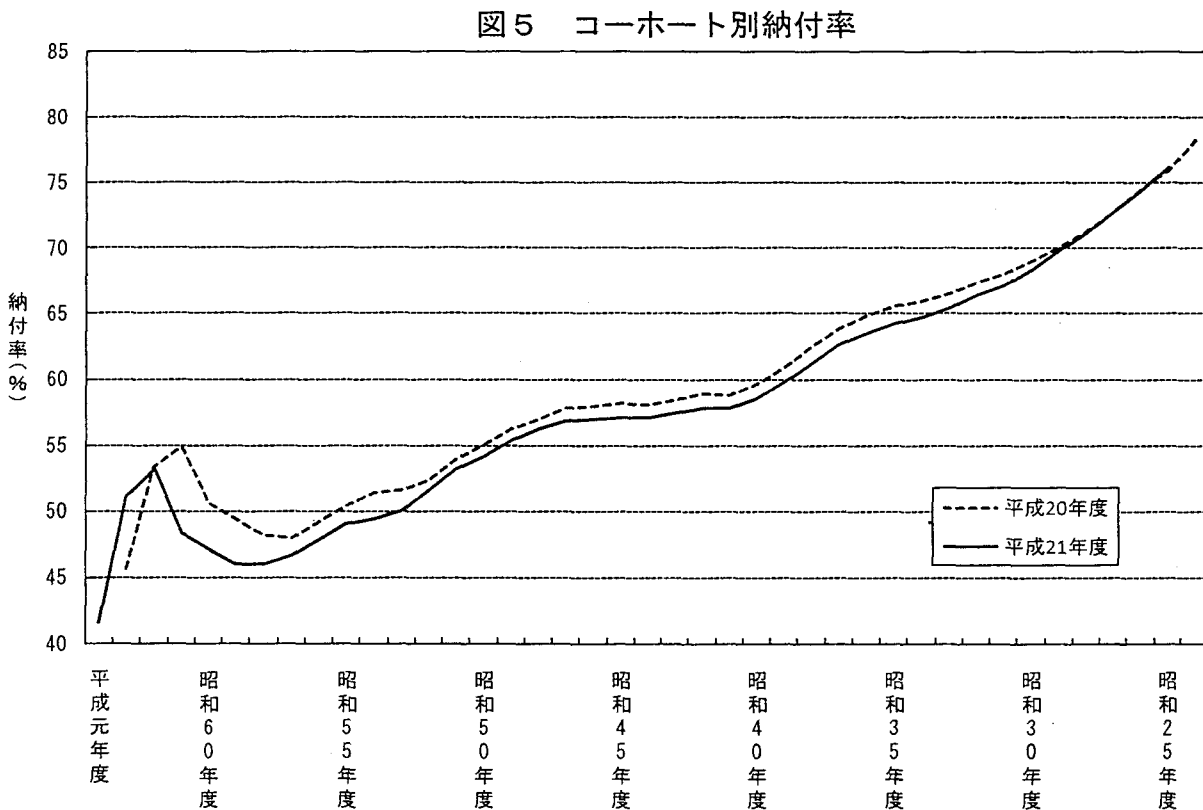
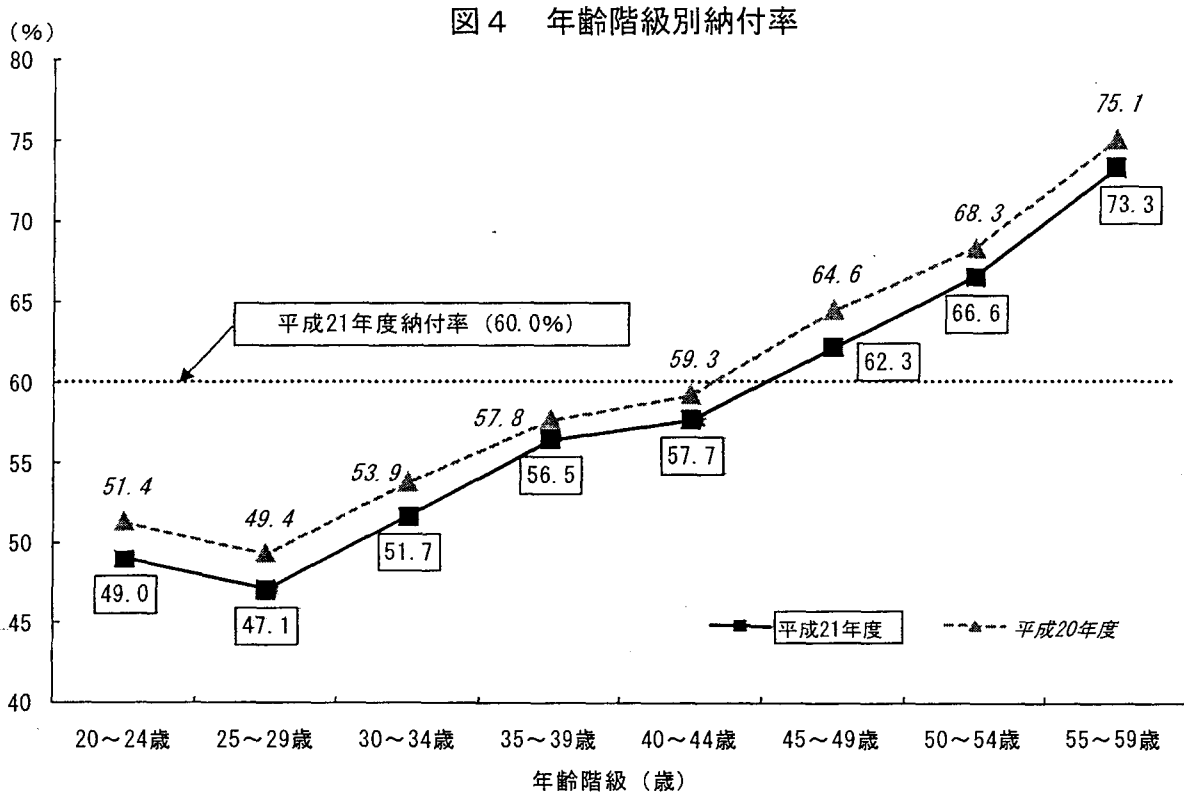
表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	対前年度比 (%)
総納付月数	13,987	13,540	12,648	11,817	11,315	△ 4.2
現年度分納付月数	12,793	12,396	11,609	10,873	10,381	△ 4.5
過年度分納付月数	1,194	1,144	1,039	944	934	△ 1.0
前年度分	699	618	584	528	515	△ 2.5
前々年度分	495	526	455	416	419	0.8

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成21年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。
- コーホート別に納付率をみても、ほぼすべての年代で納付率が低下している。



(4) 一部免除に係る状況

- 平成 21 年度における、保険料の一部を免除された納付対象月数は 666.0 万月となっており、前年度に比べ 33.9 万月減少している。また納付月数は 235.8 万月となっており、前年度とほぼ同じ月数となっている。
- この結果、一部免除された保険料に係る納付率は 35.4%となっており、前年度に比べ 1.7ポイント上昇している。

表 7 一部免除の納付対象月数及び納付月数

(単位：万月)

		一部免除合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成 18 年度	納付対象月数	762	266	413	83
	納付月数	243	87	143	13
	納付率 (%)	32	33	35	16
平成 19 年度	納付対象月数	739	363	263	112
	納付月数	248	135	92	22
	納付率 (%)	34	37	35	19
平成 20 年度	納付対象月数	700	355	238	107
	納付月数	236	135	80	22
	納付率 (%)	34	38	33	20
平成 21 年度	納付対象月数	666	344	222	100
	納付月数	236	138	76	23
	納付率 (%)	35	40	34	22

(注) 各年度の数値は、現年度分である。

## 2 現年度分納付率の変化に係る分析

### (1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成21年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割（約1億2千万月）を占める「この2年間引き続き納付対象となっている者」については、21年度は62.2%と、前年度に比べて0.5ポイントの低下となっている。
- 「20年度全額免除だった者のうち21年度に納付対象者であったもの」については、全体と比べて納付率は低い傾向にある。
- 新規資格取得者についてみると、「3号から1号になった者」以外の納付率は低い傾向にある。

図6 被保険者属性別の納付対象月等の変化の状況

平成20年度の状況		平成21年度の状況	
1号資格喪失者 (納付率 65.5%)	20年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 79.9% (納付対象月 440万月)	納付対象月がある者	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 62.2% (納付対象月 1億2,420万月)
	その他の資格喪失した者 (20年度中に2号に移行した者等) 納付率 60.7% (納付対象月 1,320万月)		
20年度は納付対象月があり、21年度は全額免除の者 (納付率 22.8%)	21年度末は申請全額免除者 納付率 23.7% (納付対象月 170万月)	納付対象月がある者	21年度中に60歳に到達した者 納付率 80.7% (納付対象月 430万月)
	その他(21年度末学生納付特例者等) 納付率 22.1% (納付対象月 210万月)		その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等) 納付率 58.3% (納付対象月 2,300万月)
両年度とも納付対象月がある者 (納付率 62.6%)	この2年間引き続き納付対象となっている者 (継続被保険者層) 納付率 62.6% (納付対象月 1億2,490万月)	納付対象月がある者	20年度末は申請全額免除者 納付率 20.2% (納付対象月 230万月)
	21年度中に60歳に到達した者 納付率 79.3% (納付対象月 780万月)		20年度全額免除だった者のうち21年度に納付対象者であったもの (納付率 28.4%)
	その他(この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等) 納付率 56.6% (納付対象月 2,110万月)		新規資格取得者 (納付率 49.9%)
			20歳に到達した者(注1) 納付率 43.0% (納付対象月 270万月)
			2号から1号になった者 納付率 59.0% (納付対象月 780万月)
			3号から1号になった者 納付率 74.8% (納付対象月 240万月)
			その他(注2) 納付率 17.6% (納付対象月 340万月)

注1 20歳に到達した者について、手帳送付者の納付率が21.6%（納付対象月 170万月）、それ以外の者の納付率は77.3%（納付対象月 100万月）となっている。

注2 「その他」には、2号から1号になった者で届出の提出がないため職種適用を行った者等が含まれている。

(2) 納付率の変化の影響度

平成 21 年度の納付率（現年度分）を前年度からの変化（2.1 ポイント低下）の影響度で見ると、次のとおりとなっている。

- 20 年度のみ納付対象月がある者による影響 . . . 0.5 ポイント
- 両年度とも納付対象月がある者による影響 . . . Δ0.4 ポイント
- 21 年度のみ納付対象月がある者による影響 . . . Δ2.2 ポイント

表 8 納付率変化の属性別影響度

		影響度
総 数		Δ 2.1
20 年度のみ 納付対象月が ある者	20 年度中に資格を喪失した者	Δ 0.4
	20 年度中に 60 歳到達	Δ 0.5
	その他 20 年度中喪失	0.1
	20 年度は納付対象月があり、21 年度は免除の者	0.9
	申請免除者	0.4
	学生納付特例者等	0.5
両年度とも 納付対象月が ある者	2 年間引き続き対象月あり	Δ 0.3
	21 年度中 60 歳到達	Δ 0.3
	その他（この 2 年間に資格喪失・取得を行った者等）	0.2
21 年度のみ 納付対象月が ある者	20 年度は免除者で 21 年度に納付対象月がある者	Δ 1.0
	申請免除者	Δ 0.6
	学生納付特例等	Δ 0.5
	新規資格取得者	Δ 1.1
	20 歳到達	Δ 0.3
	2 号から 1 号となった者	Δ 0.1
	3 号から 1 号となった者	0.2
	その他（注 2）	Δ 0.9

注 1：掲載の数値は四捨五入のため、内訳の合計が総数に合わない場合がある。

注 2：「その他」には、2 号から 1 号となった者で届出の提出がないため職権適用を行った者等が含まれている。

### Ⅲ 地域別の納付状況

#### (1) 納付率等が高い都道府県・低い都道府県

○ 平成21年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、福井。反対に低かった下位3都府県は、沖縄、大阪、東京となっている。

表9 納付率が高い都道府県

	平成21年度分(現年度分)		過年度の納付率及び伸び			
			平成20年度分(前年度分)		平成19年度分(前々年度分)	
	対前年度増減幅		対前年度伸び幅		対前年度伸び幅	
1	島根県 (72.4%)	神奈川県 (Δ0.6%)	島根県 (78.5%)	沖縄県 (+4.0%)	島根県 (81.6%)	東京都 (+2.6%)
2	新潟県 (72.0%)	長崎県 (Δ1.1%)	新潟県 (77.3%)	宮城県 (+3.8%)	新潟県 (80.3%)	神奈川県 (+2.5%)
3	福井県 (71.2%)	千葉県 (Δ1.3%)	秋田県 (76.8%)	北海道 (+3.8%)	秋田県 (80.3%)	大阪府 (+2.2%)

表10 納付率が低い都道府県

	平成21年度分(現年度分)		過年度の納付率及び伸び			
			平成20年度分(前年度分)		平成19年度分(前々年度分)	
	対前年度増減幅		対前年度伸び幅		対前年度伸び幅	
1	沖縄県 (38.4%)	大分県 (Δ5.0%)	沖縄県 (44.2%)	高知県 (+0.6%)	沖縄県 (48.8%)	高知県 (+0.1%)
2	大阪府 (50.7%)	福島県 (Δ4.4%)	大阪府 (55.7%)	岐阜県 (+1.7%)	大阪府 (59.8%)	山梨県 (+1.1%)
3	東京都 (56.4%)	鳥取県 (Δ4.4%)	長崎県 (60.7%)	和歌山県 (+1.8%)	長崎県 (64.3%)	岐阜県 (+1.1%)

#### (2) 市区町村規模別の納付状況

○ 平成21年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も高く、政令指定都市及び特別区部で低い傾向が見られる。  
 ○ 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で1.6ポイント、特別区部で1.3ポイント、その他の市部で2.2ポイント、町村部で2.3ポイント低下している。

表11 市区町村の規模別納付率の変化

	平成20年度(現年度分)			平成21年度(現年度分)			平成20年度から21年度の変化		
	納付対象月数(万月)	納付月数(万月)	納付率(%)	納付対象月数(万月)	納付月数(万月)	納付率(%)	対象月数の変化率(%)	納付月数の変化率(%)	納付率の差(ポイント)
政令指定都市	3,412	1,981	58.0	3,470	1,960	56.5	1.7	Δ 1.0	Δ 1.6
東京23区	1,514	860	56.8	1,506	836	55.5	Δ 0.5	Δ 2.9	Δ 1.3
その他の市	10,733	6,771	63.1	10,610	6,460	60.9	Δ 1.2	Δ 4.6	Δ 2.2
町村	1,863	1,261	67.7	1,722	1,126	65.4	Δ 7.6	Δ 10.7	Δ 2.3
全国合計	17,522	10,873	62.1	17,308	10,381	60.0	Δ 1.2	Δ 4.5	Δ 2.1

(3) 各都道府県の納付状況

- 平成 21 年度分（現年度分）保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は全ての都道府県で低下している。
- 平成 21 年度分保険料の納付率の低下幅が大きかった下位 3 県は、大分、福島、鳥取となっている。

表 12 各都道府県別の納付状況

都道府県	平成21年度分 (現年度分)						過年度の納付率及び伸び			
	納付対象 月数 (万月)		納付月数 (万月)		納付率(%)		平成20年度分 (前年度分)		平成19年度分 (前々年度分)	
		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度差 (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)	納付率(%)	対前年度伸び (ポイント)
全 国	17,308	△ 1.2	10,381	△ 4.5	60.0	△ 2.1	65.0	2.9	68.6	1.9
北海道	697	△ 3.4	410	△ 5.5	58.8	△ 1.3	63.9	3.8	67.7	1.8
青森県	203	△ 3.9	118	△ 7.4	57.8	△ 2.1	63.4	3.4	66.5	1.6
岩手県	175	△ 0.1	118	△ 6.0	67.5	△ 4.2	75.0	3.2	78.7	1.5
宮城県	330	△ 1.9	193	△ 4.4	58.4	△ 1.6	63.9	3.8	67.3	2.0
秋田県	136	△ 2.7	96	△ 6.9	70.5	△ 3.2	76.8	3.2	80.3	1.3
山形県	150	△ 0.7	106	△ 4.7	70.7	△ 3.0	76.5	2.8	79.4	1.5
福島県	266	1.2	161	△ 5.7	60.8	△ 4.4	68.2	3.1	71.7	1.6
茨城県	466	△ 1.0	267	△ 4.2	57.2	△ 1.9	61.6	2.5	65.0	1.7
栃木県	301	0.0	175	△ 3.9	58.2	△ 2.4	63.5	3.0	66.5	1.7
群馬県	301	△ 0.5	192	△ 4.2	63.8	△ 2.5	69.1	2.9	72.6	1.5
埼玉県	1,074	0.7	609	△ 3.3	56.7	△ 2.3	61.6	2.6	65.6	2.1
千葉県	902	△ 1.9	524	△ 4.0	58.1	△ 1.3	62.4	3.0	65.9	2.1
東京都	2,138	△ 0.4	1,205	△ 2.7	56.4	△ 1.3	61.0	3.3	64.9	2.6
神奈川県	1,245	△ 1.3	741	△ 2.4	59.5	△ 0.6	63.3	3.2	67.2	2.5
新潟県	288	△ 0.9	207	△ 4.2	72.0	△ 2.5	77.3	2.8	80.3	1.4
富山県	123	△ 0.3	86	△ 4.1	70.2	△ 2.8	75.4	2.5	78.6	1.5
石川県	140	△ 1.7	99	△ 5.5	70.3	△ 2.9	75.7	2.5	78.4	1.3
福井県	94	△ 1.4	67	△ 5.1	71.2	△ 2.7	76.6	2.6	79.5	1.3
山梨県	123	△ 0.2	83	△ 5.1	67.2	△ 3.5	73.2	2.6	76.7	1.1
長野県	276	△ 1.0	191	△ 4.0	69.2	△ 2.1	74.2	2.9	78.1	1.5
岐阜県	284	△ 1.5	196	△ 4.8	69.0	△ 2.4	73.2	1.7	76.2	1.1
静岡県	519	△ 0.7	330	△ 3.8	63.5	△ 2.0	68.2	2.6	71.9	1.5
愛知県	993	△ 0.7	622	△ 3.6	62.6	△ 1.9	66.9	2.5	70.2	1.6
三重県	240	△ 1.0	160	△ 4.4	66.7	△ 2.4	71.2	2.1	74.6	1.5
滋賀県	168	0.0	112	△ 3.5	66.6	△ 2.4	71.5	2.4	74.7	1.5
京都府	336	△ 3.7	207	△ 5.7	61.5	△ 1.3	66.3	3.5	69.2	2.1
大阪府	1,209	△ 1.8	613	△ 5.7	50.7	△ 2.1	55.7	2.9	59.8	2.2
兵庫県	684	△ 1.5	403	△ 5.0	59.0	△ 2.2	64.3	3.1	67.8	2.0
奈良県	185	△ 1.7	117	△ 5.2	63.5	△ 2.3	68.3	2.4	71.3	1.8
和歌山県	139	△ 3.0	95	△ 6.7	68.6	△ 2.7	73.1	1.8	75.5	1.4
鳥取県	67	△ 0.4	44	△ 6.6	65.9	△ 4.4	73.2	2.9	77.4	1.4
島根県	71	△ 2.9	52	△ 7.3	72.4	△ 3.5	78.5	2.6	81.6	1.3
岡山県	213	△ 0.4	131	△ 4.7	61.6	△ 2.8	67.6	3.2	71.8	1.8
広島県	336	△ 2.0	215	△ 4.4	64.1	△ 1.7	68.9	3.1	72.1	1.9
山口県	156	△ 1.6	105	△ 6.6	67.1	△ 3.6	73.1	2.5	75.9	1.4
徳島県	94	△ 3.9	59	△ 7.0	62.6	△ 2.1	67.4	2.7	70.6	1.5
香川県	110	△ 3.2	76	△ 6.2	68.8	△ 2.2	74.0	3.0	76.9	1.4
愛媛県	169	△ 4.1	115	△ 7.0	68.3	△ 2.1	73.1	2.7	76.4	1.1
高知県	95	△ 1.3	59	△ 7.6	62.5	△ 4.3	67.4	0.6	71.5	0.1
福岡県	589	0.5	337	△ 5.9	57.3	△ 3.9	63.6	2.4	67.2	1.4
佐賀県	107	△ 2.5	68	△ 6.9	63.9	△ 3.0	69.7	2.8	73.4	1.5
長崎県	188	△ 4.9	106	△ 6.7	56.4	△ 1.1	60.7	3.2	64.3	1.8
熊本県	253	△ 1.8	152	△ 6.0	60.3	△ 2.7	66.0	3.0	69.6	1.8
大分県	121	0.1	77	△ 7.2	63.3	△ 5.0	70.1	1.9	72.9	1.2
宮崎県	148	△ 2.0	88	△ 6.8	59.3	△ 3.0	65.5	3.2	68.2	1.5
鹿児島県	197	△ 0.7	114	△ 6.3	57.6	△ 3.4	63.8	2.8	68.0	1.5
沖縄県	208	△ 1.8	80	△ 6.1	38.4	△ 1.8	44.2	4.0	48.8	2.1



(参考1) 都道府県別の納付率の変化

(順位の網掛けは上位5位までの都道府県)

都道府県	平成20年度(現年度分)				平成21年度(現年度分)				平成20年度からの変化			
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	納付率 対前年度差		全国値への 影響度	
									(%)	順位	(%)	順位
全 国	17,522	10,873	62.1		17,308	10,381	60.0		△ 2.1		△ 2.07	
北海道	721	434	60.1	38	697	410	58.8	35	△ 1.3	4	△ 0.05	37
青森県	212	127	60.0	40	203	118	57.8	39	△ 2.1	17	△ 0.03	18
岩手県	175	125	71.7	8	175	118	67.5	13	△ 4.2	43	△ 0.04	34
宮城県	336	202	60.0	39	330	193	58.4	36	△ 1.6	7	△ 0.03	22
秋田県	140	103	73.7	4	136	96	70.5	5	△ 3.2	37	△ 0.02	16
山形県	151	111	73.7	5	150	106	70.7	4	△ 3.0	34	△ 0.03	19
福島県	262	171	65.2	26	266	161	60.8	30	△ 4.4	46	△ 0.07	41
茨城県	471	278	59.1	42	466	267	57.2	42	△ 1.9	11	△ 0.05	38
栃木県	301	182	60.6	36	301	175	58.2	37	△ 2.4	22	△ 0.04	33
群馬県	302	200	66.2	22	301	192	63.8	21	△ 2.5	27	△ 0.04	35
埼玉県	1,067	630	59.0	43	1,074	609	56.7	43	△ 2.3	21	△ 0.15	45
千葉県	919	546	59.4	41	902	524	58.1	38	△ 1.3	3	△ 0.07	40
東京都	2,148	1,239	57.7	44	2,138	1,205	56.4	45	△ 1.3	6	△ 0.16	47
神奈川県	1,262	759	60.1	37	1,245	741	59.5	32	△ 0.6	1	△ 0.05	36
新潟県	291	217	74.5	2	288	207	72.0	2	△ 2.5	26	△ 0.04	32
富山県	123	90	73.0	7	123	86	70.2	7	△ 2.8	32	△ 0.02	8
石川県	143	104	73.2	6	140	99	70.3	6	△ 2.9	33	△ 0.02	12
福井県	95	70	74.0	3	94	67	71.2	3	△ 2.7	30	△ 0.01	5
山梨県	124	87	70.7	13	123	83	67.2	14	△ 3.5	39	△ 0.02	15
長野県	279	199	71.3	10	276	191	69.2	8	△ 2.1	14	△ 0.03	26
岐阜県	288	206	71.4	9	284	196	69.0	9	△ 2.4	24	△ 0.04	30
静岡県	522	343	65.6	25	519	330	63.5	22	△ 2.0	12	△ 0.06	39
愛知県	1,000	645	64.4	28	993	622	62.6	26	△ 1.9	10	△ 0.11	43
三重県	242	167	69.1	17	240	160	66.7	16	△ 2.4	23	△ 0.03	25
滋賀県	168	116	69.1	18	168	112	66.6	17	△ 2.4	25	△ 0.02	14
京都府	349	219	62.8	31	336	207	61.5	29	△ 1.3	5	△ 0.03	20
大阪府	1,231	650	52.8	46	1,209	613	50.7	46	△ 2.1	15	△ 0.15	46
兵庫県	694	424	61.2	34	684	403	59.0	34	△ 2.2	18	△ 0.09	42
奈良県	188	124	65.9	23	185	117	63.5	23	△ 2.3	20	△ 0.02	17
和歌山県	143	102	71.3	11	139	95	68.6	11	△ 2.7	28	△ 0.02	11
鳥取県	68	48	70.2	16	67	44	65.9	18	△ 4.4	45	△ 0.02	6
島根県	74	56	75.9	1	71	52	72.4	1	△ 3.5	40	△ 0.01	4
岡山県	214	138	64.4	29	213	131	61.6	28	△ 2.8	31	△ 0.03	27
広島県	342	225	65.7	24	336	215	64.1	19	△ 1.7	8	△ 0.03	23
山口県	159	112	70.6	14	156	105	67.1	15	△ 3.6	41	△ 0.03	24
徳島県	98	63	64.7	27	94	59	62.6	25	△ 2.1	13	△ 0.01	1
香川県	114	81	71.0	12	110	76	68.8	10	△ 2.2	19	△ 0.01	3
愛媛県	176	124	70.4	15	169	115	68.3	12	△ 2.1	16	△ 0.02	9
高知県	96	64	66.7	21	95	59	62.5	27	△ 4.3	44	△ 0.02	13
福岡県	586	359	61.2	33	589	337	57.3	41	△ 3.9	42	△ 0.13	44
佐賀県	110	74	66.9	20	107	68	63.9	20	△ 3.0	35	△ 0.02	7
長崎県	198	114	57.5	45	188	106	56.4	44	△ 1.1	2	△ 0.01	2
熊本県	257	162	63.0	30	253	152	60.3	31	△ 2.7	29	△ 0.04	31
大分県	121	83	68.2	19	121	77	63.3	24	△ 5.0	47	△ 0.03	28
宮崎県	151	94	62.3	32	148	88	59.3	33	△ 3.0	36	△ 0.03	21
鹿児島県	199	121	61.0	35	197	114	57.6	40	△ 3.4	38	△ 0.04	29
沖縄県	212	85	40.2	47	208	80	38.4	47	△ 1.8	9	△ 0.02	10

注 「全国値への影響度」は、当該都道府県の納付率の上昇(低下)が、全国の納付率の上昇(低下)にどの程度影響したかを示したものである。

(参考2) 都道府県別全額免除割合の変化

(年度末現在、%)

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成20年度①	平成21年度②	差(②-①)	平成20年度	平成21年度
全 国	26.5	27.4	0.9	2.6	2.4
北海道	33.1	34.9	1.9	3.4	3.7
青森県	33.2	34.1	1.0	5.9	5.2
岩手県	30.0	29.2	△ 0.8	6.7	5.1
宮城県	27.1	28.3	1.2	3.7	3.3
秋田県	30.8	31.4	0.5	6.6	5.3
山形県	25.7	27.1	1.4	4.6	3.7
福島県	29.2	29.2	0.1	5.3	4.0
茨城県	22.7	23.4	0.7	1.7	1.6
栃木県	24.1	23.5	△ 0.6	2.9	2.2
群馬県	23.5	24.0	0.5	2.8	2.3
埼玉県	20.0	21.2	1.2	1.3	1.4
千葉県	19.9	20.8	1.0	1.2	1.2
東京都	19.3	20.2	0.9	1.2	1.2
神奈川県	19.7	21.3	1.6	1.1	1.2
新潟県	26.3	27.0	0.8	3.5	3.0
富山県	24.1	24.2	0.1	2.1	1.7
石川県	26.4	27.1	0.7	3.1	2.6
福井県	25.7	26.4	0.7	3.6	2.9
山梨県	27.0	26.7	△ 0.2	4.1	2.7
長野県	23.7	25.0	1.3	2.7	2.7
岐阜県	21.6	22.7	1.1	2.3	2.5
静岡県	20.2	21.3	1.2	1.6	1.9
愛知県	20.7	21.9	1.2	1.6	1.7
三重県	23.7	24.7	0.9	2.1	1.8
滋賀県	27.2	28.1	0.9	2.3	2.1
京都府	32.9	32.8	△ 0.0	2.8	2.3
大阪府	30.0	31.5	1.5	2.5	2.6
兵庫県	31.0	32.2	1.2	2.8	2.8
奈良県	31.4	31.9	0.5	2.4	2.1
和歌山県	33.8	33.8	△ 0.0	4.0	3.0
鳥取県	34.3	34.3	0.0	4.8	3.7
島根県	31.7	32.1	0.4	4.4	3.4
岡山県	30.3	30.2	△ 0.1	2.7	2.4
広島県	28.6	30.2	1.6	2.7	2.5
山口県	32.6	32.8	0.2	4.4	3.6
徳島県	34.0	35.3	1.3	2.8	2.6
香川県	29.7	30.3	0.6	2.7	2.4
愛媛県	35.3	37.1	1.8	3.0	3.3
高知県	36.0	36.4	0.4	3.3	2.7
福岡県	36.9	37.2	0.3	3.3	3.1
佐賀県	32.0	32.7	0.7	4.7	4.3
長崎県	32.2	33.7	1.5	4.1	3.7
熊本県	30.6	31.4	0.8	4.1	3.4
大分県	38.0	37.6	△ 0.4	6.1	4.6
宮崎県	34.5	35.0	0.5	6.5	5.5
鹿児島県	36.9	37.8	0.9	4.9	4.0
沖縄県	43.0	44.4	1.4	4.1	3.7

注1 全額免除割合 (%) =  $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

注2 一部免除割合 (%) =  $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

## 日本年金機構の平成21事業年度の業務実績に関する評価の基準

平成22年7月13日

厚生労働省年金局

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第36条第1項の規定により、厚生労働大臣が日本年金機構（以下「機構」という。）の平成21事業年度に係る業務の実績について評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

### 1. 評価の概要

厚生労働大臣は、以降の機構の業務運営の改善に資するため、機構の平成21事業年度における業務運営に関する計画（以下「平成21年度計画」という。）の実施状況を調査・分析し、平成21事業年度に係る業務の実績の全体について総合的な評価を行うものとする。

### 2. 平成21事業年度に係る業務の実績に関する評価

平成21年度計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価と業務実績全体の状況について行う総合的な評価の2つを併せて行うものとする。

#### （1）個別的な評価

個別的な評価は、平成21年度計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

- ① 個別的な評価は、平成21年度計画の個別項目ごとに以下の視点から行うものとする。

#### I. 年金記録問題への対応に関する事項

年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているか。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化について、重点的に体制を整備して取り組んでいるか。

- （1）各種のサンプル調査の実施などを通じて、年金記録問題の未解明事案についての実態解明を進めているか。
- （2）基礎年金番号に未統合になっている記録については、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）等の回答に係る記録確認作業の実施により、解明・統合を進めたか。
- （3）受給者・加入者への年金記録の確認作業を行うとともに、確認作業に当たって市区町村との連携を図り、年金記録の確認の促進を図ったか。

- (4) 紙台帳検索システムの構築に向けた紙台帳の電子画像化や紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向け必要な調達手続きを進めたか。
  - (5) 年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備したか。
  - (6) 標準報酬等の遡及訂正事案について、ご本人による記録確認・年金事務所段階での記録回復を行うことにより、記録回復を速やかに進めたか。
  - (7) 「ねんきん定期便」の送付を行うとともに、常に年金記録が確認できる仕組みの構築に向けて検討を行ったか。
- その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進めたか。

## II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1. 適用事務に関する事項

#### (1) 国民年金の適用の促進

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した20歳到達者の適用促進等の対策を着実に推進したか。

#### (2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進

- ① 厚生年金保険等の適用の促進について、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に未適用事業所の的確な把握、未適用事業所への重点的加入指導・認定による加入手続を実施したか。
- ② 各年金事務所においては、重点的加入指導実施事業所数及び立入検査数について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。

### 2. 保険料等収納事務に関する事項

#### (1) 国民年金の納付率の向上

- ① 国民年金保険料の現年度納付率について、平成21年度は特に現年度のみ未納者への納付督促、口座振替勧奨DMの送付等に重点的に取り組むことにより、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保したか。
- ② 各年金事務所においては、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、平成22年1月から3月までの間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底したか。

#### (2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

- ① 厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分の実施に重点的に取り組んだか。

- ② 各年金事務所においては、収納率・滞納事業所解消数及び口座振替実施率について、平成22年1月から3月までの間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底したか。

### 3. 給付事務に関する事項

- ① サービススタンダードの達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する等迅速な決定を行ったか。
- ② 新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や60歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行ったか。
- ③ 年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う等年金給付の支給誤りを防止するための措置を講じたか。
- ④ 年金支給年齢に到達する直前に、「ターンアラウンド方式」の年金請求書を送付する等、受給者の申請忘れ、申請漏れを防ぐ取組を進めたか。

### 4. 相談、情報提供に関する事項

#### (1) 年金相談の充実

通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努めるなど、お客様の立場に立って、利用しやすい相談体制の整備や懇切丁寧な対応等年金相談を適正に実施したか。

#### (2) 広報活動の推進

- ① 広報目的・対象に応じた適切な広報媒体の選定により、効果的な広報を実施するとともに、施策目的に沿った分かりやすい周知広報等を実施したか。
- ② インターネットによる年金個人情報提供など年金個人情報の提供の充実を図ったか。

### 5. お客様の声を反映させる取り組みに関する事項

- ① 「お客様へのお約束10か条」を策定し、役職員の常時携帯を徹底するとともに、その実現に向けて取り組んだか。
- ② 年金事務所におけるお客様モニター会議の開催に向けた準備、職員提案制度の適切な運用、各年金事務所の「ご意見箱」の設置等現場主導のサービス改善に取り組んだか。
- ③ 現場で受け付けたお客様の声について、現場から本部に直接報告する仕組みを導入し、本部で情報を集約するとともに、お客様の声の内容等について毎週公表しているか。
- ④ 年金事務所等の窓口サービスについての「お客様満足度アンケート」

の実施及びその結果の公表、職員教育の充実を図ることで、窓口サービス改善に取り組んだか。

- ⑤ 理事長の諮問機関として運営評議会を開催するとともに、運営評議会の意見を積極的に業務運営に反映したか。

#### 6. 電子申請の推進に関する事項

磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請の利用や社会保険労務士の協力を得た電子申請の利用の促進に係る取組を実施したか。

### Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

#### 1. 効率的な業務運営体制に関する事項

お客様と直接接する年金事務所等の職員の声の収集などにより、常に業務の手順を点検し、業務の標準化を進め、業務処理要領等に反映させたか。

#### 2. 運営経費の抑制に関する事項

運営経費について、効率的な執行を進めたか。

#### 3. 外部委託の推進に関する事項

年金相談センターの業務を全国社会保険労務士会連合へ委託するなど外務委託を推進するとともに、委託業者の適切な選定、委託業者の業務内容の適正な管理・監視等を実施したか。

#### 4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項

「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月厚生労働省)の基本的な理念に沿って、社会保険オンラインシステムの見直しに取り組んだか。

#### 5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項

- ① 競争入札の徹底、調達コストの削減に努めたか。
- ② 調達委員会における年間を通じた調達の進行管理・事前審査等により、調達の適正化、透明性の確保及びコスト削減に努めたか。
- ③ 複数年契約等合理的な契約形態を活用したか。

### Ⅳ. 業務運営における公平性及び透明性の確保その他業務の運営に関する重要事項

#### 1. 内部統制システムの構築に関する事項

- ・ 業務上のリスクを未然に防ぎ、仮に発生した場合にも迅速に対応し、再発を防ぐことのできる厳格な内部統制の仕組みを構築したか。

- ・ 内部監査機能の充実により、内部統制の有効性の検証・継続的改善を図ったか。
- ・ 平成21年度は特に、コンプライアンス確保やリスク管理の必要性について、機構の役職員の意識の醸成に効果的な研修内容の検討・実施、事務処理誤りの内容を組織内で情報共有することの必要性についての役職員への周知、文書の適切な管理・保管の徹底を実施したか。

## 2. 情報公開の推進に関する事項

- ① 年次報告書（アニュアルレポート）の作成に向けた準備を行ったか。
- ② 年金記録問題への対応に関する業務の進捗状況等について、週次、月次等定期的に情報提供を行ったか。
- ③ 不適正事案や事務処理誤りなどの報告の仕組みを整備するとともに、必要に応じて調査し、迅速な情報公開を行う等、適切に対処したか。
- ④ 業務方法書等の諸規程、役職員に関する情報、事業計画、その他公表が義務付けられている情報について、ホームページへの掲載等により適切に公表したか。

## 3. 人事及び人材の育成に関する事項

- ① 中期計画に沿った戦略的な人事政策を推進したか。
- ② 「お客様の立場に立ったサービス提供」「コスト意識・無駄排除」「業務改善」「現状把握・情報公開」「コミュニケーション能力の向上」といった取組が適正に評価される人事評価制度を導入し、制度の趣旨について職員への徹底を図ったか。
- ③ 研修その他戦略的な人材の育成を推進するための準備を進めたか。

## 4. 個人情報の保護に関する事項

- ① 職員に対して個人情報保護の重要性についての認識を徹底するため、全職員を対象とした効果的な研修の実施等を行ったか。
- ② 個人情報保護のため、生体情報認証による厳格なアクセス制御やアクセス内容の監視等の取組を行ったか。
- ③ プライバシーマークの基準を踏まえつつ、事務室や窓口において、徹底した個人情報のセキュリティー対策を講じたか。

## V. 予算、収支計画及び資金計画

経費の節減を見込んだ平成21年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を効率的に行うことができたか。

- ② 個別的な評価は、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

#### 判定基準

「S」：平成21年度計画を大幅に上回っている。

「A」：平成21年度計画を上回っている。

「B」：平成21年度計画を概ね達成している。

「C」：平成21年度計画をやや下回っている。

「D」：平成21年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

- ③ 個別的な評価に当たっては、以下の点に留意する。
- ・ 業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価するものとする。
  - ・ 業務実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績に影響を及ぼした要因（予期せぬ事情の変化等）についても考慮するものとする。
  - ・ 業務実績と平成21年度計画との間にかい離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
  - ・ 予算計画等について業務ごとで計画と実績の差異がある場合にはその発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。
  - ・ 経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。
  - ・ 財務内容の評価に当たっては、機構の監事の監査報告書や会計監査人の監査報告書を参考にするとともに、必要に応じて意見を聴くこととする。

#### (2) 総合的な評価

総合的な評価は、(1)の個別的な評価の結果を踏まえ、機構の平成21年度計画の達成状況について、まとめの評価を行うものである。